

## 平成24年第3回幸田町議会定例会会議録（第4号）

---

### 議事日程

平成24年9月11日（火曜日）午前9時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案第39号 幸田町防災会議条例及び幸田町災害対策本部条例の一部改正について

議案第40号 平成24年度幸田町一般会計補正予算（第2号）

議案第41号 平成24年度幸田町土地取得特別会計補正予算（第1号）

議案第42号 平成24年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第43号 平成24年度幸田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第44号 平成24年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第45号 平成24年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

議案第46号 平成24年度幸田町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

議案第47号 平成24年度幸田町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

認定第1号 平成23年度幸田町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 平成23年度幸田町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 平成23年度幸田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 平成23年度幸田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 平成23年度幸田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第6号 平成23年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第7号 平成23年度幸田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第8号 平成23年度幸田町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第9号 平成23年度幸田町水道事業会計利益の処分及び決算認定について

---

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

---

出席議員（16名）

|     |        |     |        |     |        |
|-----|--------|-----|--------|-----|--------|
| 1番  | 中根秋男君  | 2番  | 杉浦あきら君 | 3番  | 志賀恒男君  |
| 4番  | 鈴木雅史君  | 5番  | 中根久治君  | 6番  | 都築一三君  |
| 7番  | 浅井武光君  | 8番  | 酒向弘康君  | 9番  | 水野千代子君 |
| 10番 | 夏目一成君  | 11番 | 笹野康男君  | 12番 | 内田等君   |
| 13番 | 丸山千代子君 | 14番 | 伊藤宗次君  | 15番 | 大獄弘君   |
| 16番 | 池田久男君  |     |        |     |        |

欠席議員（0名）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

|                |        |                  |        |      |
|----------------|--------|------------------|--------|------|
| 町              | 長      | 大須賀一誠君           | 副町長    | 成瀬敦君 |
| 総務部長           | 杉浦護君   | 健康福祉部長           | 伊藤光幸君  |      |
| 参事             | 長谷寿美夫君 | 環境経済部長           | 鳥居元治君  |      |
| 建設部長           | 鈴木富雄君  | 会計管理者            | 中山豊君   |      |
| 総務部次長兼<br>総務課長 | 大竹広行君  | 建設部次長兼<br>都市建設課長 | 近藤学君   |      |
| 教育長            | 内田浩君   | 教育部長             | 春日井輝彦君 |      |
| 消防長            | 近藤弘君   | 消防次長兼<br>庶務課長    | 山本正義君  |      |
| 監査委員           | 羽根渕保博君 |                  |        |      |

---

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事務局長 鈴木久夫君

---

○議長（池田久男君） 皆さん、おはようございます。

早朝より、御審議、御苦労さまです。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますから、これより本日の会議を開きます。

開会 午前9時00分

○議長（池田久男君） ここで、総務部長から発言の申し出がありましたので、発言を許します。

総務部長。

〔総務部長 杉浦 護君 登壇〕

○総務部長（杉浦 護君） おはようございます。

私から、3点ほど御報告を申し上げます。

まず、大雨洪水警報の関係でございますが、本日4時34分に大雨洪水警報、これは浸水害の関係でございますが、警報が発令されまして、直ちに災害対策本部を設置いたしまして2の1の非常配備体制をとらせていただきました。8時15分に警報等解除されました関係で、本部のほうもあわせて廃止をいたしたところでございます。

雨量の関係につきましては、総雨量、降り始めから27ミリメートル、最高時間降雨量につきましては、4時から5時で18ミリメートルということでございます。

被害の状況でございますが、坂崎、高力、北鷺田、野場、幸田町全体で2,700戸程度の停電がございました。うち900戸につきましては1分程度で復旧をしたとの連絡を中部電力から受けております。また、高力の集排の関係でございますが、2号ポンプの変圧器が故障いたしました。午前8時30分に復旧をいたしております。また、三ヶ根スカイラインでございますが、県の道路公社より、規定雨量の30ミリメートルを超えたとい

うことで、7時40分に通行どめという連絡をいただいているところでございます。

続きまして、日にちが前後して大変恐縮でございますが、9月7日の午前2時30分ごろでございますが、横落地内で発生をいたしました火災2件の関係でございますが、その後の調査の関係では不審火というふうに思われます。消防団等の協力をいただきまして、現在、警戒の巡回をさせていただいているところでございますので、御報告を申し上げさせていただきます。

3点目でございますが、さきに議案質疑の通告にあわせまして要求のありました資料を本日、お手元に配付をさせていただきましたので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

〔総務部長 杉浦 護君 降壇〕

○議長（池田久男君） 本日、説明のため出席を求めた者は理事者14名と監査委員1名であります。

議事日程は、お手元に配付のとおりですから、御了承願います。

---

#### 日程第1

○議長（池田久男君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第120条の規定により、本日の会議録署名議員を10番 夏目一成君、11番 笹野康男君の両名を指名いたします。

---

#### 日程第2

○議長（池田久男君） 日程第2、第39号議案から認定議案第9号までの18件を一括議題といたします。

説明は終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑の方法は、議案番号順に従い、通告順といたします。

発言は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いません。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間制限にかんがみ、簡明なる答弁をお願いいたします。

まず、第39号議案の質疑を行います。

5番、中根久治君の質疑を許します。

5番、中根久治君。

○5番（中根久治君） 議長のお許しをいただきましたので、質問させていただきます。

議案番号39番 幸田町防災会議条例及び幸田町防災対策本部条例の一部改正についてであります。大きなポイントとして、幸田町防災会議の委員として自主防災会を組織する者を新しく加えるというところがあると思います。このことは、防災会議がより現場主義に近づいて、いいことかなというふうに私は思っております。

しかしながら、今回、9月1日の幸田町総合防災訓練地区会場の自主訓練の様子から見まして、町は、この地区防災組織を本当に理解しているのかどうかということに心配がありますので、お聞きします。

まずは、地区会場の訓練を町はどのように総括されましたか、お聞きします。

○議長（池田久男君） 消防長。

○消防長（近藤 弘君） それでは、3点について、・・・的な部門でありますので、御連絡申し上げます。

今般の訓練につきましては、昨年3月11日に発生しました東日本大震災をかんがみ、あのと時の状況のいかにあるべきかというのが、まず、いろいろな面がございましたが、地区で行う避難のあり方、地区で行うスタートラインというのがすこぶる大切だというふうに判断いたしました。よって、いろいろな問題がございましたが、スタートとしての地区会場での動きは、やはり自主防災会がいざとなるとやると、スタートを踏まえるということを中心として考えた次第でございます。幸田町には避難所が6カ所ございます。そのスタートラインを同じような体制でやったということにおきましては、足並みが2歩、3歩出た区もございますが、スタートとしては地区会場の自主防災のあり方としては、まずスタートラインに乗ったということで、よかったというのですが、切れたという思いはあります。

以上です。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 9月1日、私も早目に会場へ行きました。地震発生の8時30分までにはすべての準備が整いまして、その後、避難してくる方を待つだけの状態になりました。避難してきた人も指示を待つだけという状態になりました。それまでも、その後も何の指示も出ません。問題はここにあると思います。出るのは、避難してきた人から、「今から何をやるの」という声ばかりでした。ついに何の説明もないまま、「いつまで待たせるのか」という大きな声も出てしまいました。

今回の町の作成した計画では、避難してきた住民が何か活動するというような設定はありません。この中身の薄い計画で、自主防災会の能力がほとんど生かされておられません。自主防災会の責任者は3カ所の不満の声に随分複雑な思いがあったと思います。深溝学区は11月にもう一度、学区の防災訓練をやりますが、そのときの参加人数がとても心配になりました。一度、参加者にアンケートをして、反省すべき点は改善すべきだと思っております。地区は地区で防災訓練をしっかりとっております。これは、計画がしっかりしてございまして、とても現実的なのです。一緒にテントをつくっている方の声では、「昼間だから、こうやって防災倉庫からテントを出せて組み立てることができるけれども、夜だったら何も見えないよな」と、そのような夜の防災倉庫の実情についても考えながらの訓練をしておられました。

町が地区の防災会にお願いして、お互いの持ち味が出せるような関係にしていかないと、この地区防災訓練は成功しないなというふうに思っております。地区の自主防災組織は、装備では劣りますが、その団結力、組織力もとてもすごいものがあります。

そこで、町として日ごろの地区ごとの組織の活動内容と活動実績について、どのように把握されていますか、お聞きします。

○議長（池田久男君） 消防長。

○消防長（近藤 弘君） 今言われる点は、今後の課題と思っております。集まったが、次

の一手、次の一手がわからないではないかという部分。それ以外には、各区でやっている中にも進んでいる区というものがあります。先ほども述べましたが2歩も3歩も、正直言って進んだ区もあれば、今言ったような形の御指摘もまたございます。いろいろな面を総合して、まずは、今回は6小学校でやるということに重きを置いたということで御理解いただきたいと思います。調査いたしまして二の手、三の手は踏んでいくつもりでございます。昨年の3月11日を見渡しまして、まずは避難所のスタート、それから、それに続く行動というのを今後協議して、次の手を考えていく次第でございます。

活動の実績の把握につきましては、今、いろいろな形の中で、例えば、9月に県民総ぐるみということで、実績の報告も上がってきているところもあります。いろいろな面で自主的にやってもらうところもございますので、今、把握した表はございませんが、例年ですと、9月の防災の日にあわせて実績報告も上がっておりますので、また、一覧表を後で出させていただきますことで御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 学区でやる防災会の訓練に影響がなければいいかなというふうに思っております。

町全体として、この自主防災会の組織を束ねて情報交換するための連絡会みたいな組織があるのかどうか。あれば、その活動実績についてお聞かせください。

○議長（池田久男君） 消防長。

○消防長（近藤 弘君） 連絡会、基本的に自主防災会につきましては、各区23区区長を代表して防災会長を区長さんをお願いしてやっておりますので、連絡会といたしましては、区長会において経緯、経過等は御報告申し上げます。集まっただいて、いろいろなことがあったとか、そういう報告はありませんが、区長会等々において御報告・連絡させていただいているのが現況です。

以上です。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 特に、この23区の自主防災会のきちんと組織だったそういった連絡組織みたいなものがないと。区長会や毎月やっているから、それに任せていると。そういうことでは、この条例の中に組み込もうとする、そういった重きの点でいけば、少し不足するかなというふうに思っておりますので、私は、この条例を改正する前に地区の防災会とよく話し合っ、お互いの持ち味が十分に発揮できるような環境を整えてからにしてほしいなというふうに思っております。条例が変わりましたからお願いしますというような、余りにも上から目線ではいけないのではないかなと思いますので、その点について、いかがでしょうか。

○議長（池田久男君） 消防長。

○消防長（近藤 弘君） お言葉に非常に重きを置いて考えております。若干区長さんのいろいろな兼務ということを考えまして、区長会のみというところもありました。今の御意見については前向きに検討いたしまして、防災会の会議というのですか、連絡会と申しますか、今言われた話し合い等につきましては、前向きに検討させていただきますので

で、よろしくお願ひいたします。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） もう一件でございますが、この防災会に女性代表の参加という声も前にも一度上がっておりました。自主防災組織設置推進要綱というのがございますよね。その中にも女性の会などを含めて組織を生かすというふうに書いてありますので、やはり女性消防クラブも含めて、条例に盛り込むというお考えはあるかないかについてお聞きします。

○議長（池田久男君） 消防長。

○消防長（近藤 弘君） 今の御意見も通り一辺倒の検討ではなく、前向きに検討させていただきます。いろいろな面におきまして女性委員等々を登用していくことにつきましては、内部で十分理解しております。今の御意見を踏まえまして、今後は登用していくよう検討いたしておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（池田久男君） 以上で、5番、中根久治君の質疑は終わりました。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤宗次君。

○14番（伊藤宗次君） 今回の条例改正の中で第2条（2）と（3）、これが一面、内容的には随分変わったなというふうに思うわけですが、そうした中で、（2）町長の諮問に応じると、こういう位置づけがされております。そうしますと、この防災会議というのは、町長の諮問に応じるといのは諮問機関なのかということが今回の条例改正の中で明確に位置づけられたのですよね。諮問機関だと。諮問されたからには物を申さなければいけないと。一般的には諮問イコール答申という形になってくるわけですが、答申という言葉は使わずに意見具申だと。内容的には一緒だろうなというふうに私は理解するわけですが、いつから、いつからというよりも、これは条例をつくったということで、諮問機関という位置づけについてはどういうふうにお考えなのか。

○議長（池田久男君） 総務部長

○総務部長（杉浦 護君） 今回の条例改正につきましては、地方公共団体の防災会議につきまして、平時の防災に関する諮問的機関として機能強化することに伴って規定整備がなされたところでございます。

一般的には、答申につきましては、今お話がございましたように、諮問を受けた事項について、その行政官庁が意見を具申するといったようなことになっているわけですが、この第3号に規定する町長に意見を述べることにつきましては、基本的には答申というふうに私どもとしては理解をいたしております。

ただ、防災会議の所掌する防災行政に関する重要事項、これにつきましては、諮問しているもの以外にも、こういったものについて、新しい問題が発生する可能性はあるわけございまして、町の防災行政を推進する上で、こういった防災会議におきまして、適宜意見を述べてもらう、こういったことも含んだ考え方であろうというふうに理解をいたしているところでございます。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） そうしますと、諮問に応じて意見具申をしますよ、答申をしますよという形であります。そうすると、受けた町長が意見具申という形で防災会議からの意見具申を受けたと。受けたときに、それはあくまでも諮問に対する意見具申、答申であって、義務的拘束力はないわけですよ。聞くか聞かないかは諮問をした側の感覚と。一応こういうふうにやれと言われたとか、自主的か、押さえられたのかどうかは知りませんが、結果的に、諮問はしても答申の内容や意見具申を尊重することはないし、それには義務的拘束力がないというふうな理解をするわけです。そうすると何のためだと。何のために条文に、新たに、「諮問に応じて」という規定を設けたのかということですよ。ですから、意見具申に対する町長の義務、そういうものについてはどういうふうにお考えですか。

○議長（池田久男君） 総務部長

○総務部長（杉浦 護君） 拘束力がないのではないかというような御意見でございますか、先ほど申し上げましたように、私どもとしては、答申の意というふうに理解をしております。そういった関係もございまして、この防災会議のほうから具申をいただきました意見につきましては、これは十分尊重しなければならないことでもありますし、また、実行していかなければならない事項かというふうに考えているところでございます。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 答弁ではそうなりますよ。しかし、性格的な問題を言っているわけです。諮問に対して出された答申は、一つの参考意見として町長がしんしゃくするだけです。基本的にはそうでしょう。そういう諮問イコール答申。答申された内容が拘束されるかどうかは、町長が、「この内容ならよっしゃ。こういうものなら向こうに責任をかぶせればいいわ。私の代弁をしてくれたな」となれば答申は尊重されますよ。しかし、諮問した内容が町長の意図するところと外れたときには、「その考え方は一つの考え方としてお伺いしておきます」、これでよしです。別に罰則規定もない、義務規定もない。尊重とするつかみどころのない言葉でやっていったときに、では防災会議というのはどういう役割を果たすの。そこら辺をきちんとしてください。

○議長（池田久男君） 総務部長

○総務部長（杉浦 護君） 繰り返しになりますが、先ほどから申し上げておりますように、これはあくまでも諮問的機関からの慎重な審議をいただいた上での意見というふうに受けとめることが必要になってまいります。そういった意味で、この意見具申というものについては可能な限り尊重されるべきであるし、また、それに伴っての実効性あるものでなければ、これはならないというふうに思っております。この防災会議の関係の条例、また、ほかにも、国のほうでいけば、中央防災会議の関係の法令などいろいろあるわけでございますが、こういったような手法をとっておられる会議というものも非常に多くあるわけございまして、冒頭にも申し上げましたが、基本的な答申事項以外にもいろいろな部分で御意見をちょうだいしていくということの必要性があるということでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 理解ができないから質問しているわけですよ。ああせい、こうせ

いという内容が、少なくとも改正前の条例の括弧については、町の地域における災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集することなりと、こういう規定だった。それが改められて、町長の諮問に応じると。前項に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べたということになると、情報収集はしなくてはいいいという規定になってしまうわけです。町長がそこまで、情報収集の内容でどうやったらいいかという諮問などをするのは愚かなもの。

現行条例の（２）を削除して、新条例では、町長が諮問したよと、それに対応する意見具申をせよといったときに、こういう問題はどうかされるのか、私はそう言っている。理解してくれ、理解してくれと言われても理解できないからお尋ねしているわけであって、質問した内容は的確に判断して答弁していただかなかつたら。これはたまたま今はこういう議会の中でのやりとり。災害が起きたときにはどうするのか。「地元のほうでわけがわからなかったかもしれないけれども理解してください」と、そういう伝達をするのですか。そういう問題ではないですかということを知っている。ですから明確にしてください。

○議長（池田久男君） 総務部長

○総務部長（杉浦 護君） 今回のこれまでの情報収集の関係につきましては、今回の防災会議、また、災害対策本部の役割の見直し、実際としては、これまでも災害対策本部におきまして情報収集というものがなされてきた経過がございます。こういった実態にあわせて、今回、防災会議の規定を削除いたしまして、災害対策本部のほうにその機能というものは実態にあわせた形での見直しがなされたということでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） ですから、現行条例は、情報を収集しなさいという規定です。新条例のほうは、前項に規定する重要事項に関して、町長に意見を述べることができるよと、こういうことなのです。ワンクッション置かなければできないよという規定であれば、靴の上から足をかいて、防災会議の内容とはこういうものなりということになりませんかということなのです。そういうことについて、きちんと説明がいただきたいということです。

それとあわせて、2条の（１）はどういう関係になっておりますか。これとの関係はどうなりますか。これとの関係というのは、ここは2条の（２）ということですから、（１）との関係はどうなるのか。明確にしてください。

○議長（池田久男君） 総務部長

○総務部長（杉浦 護君） この情報収集の関係につきましては、災害対策基本法の関係によりまして、災害対策本部の組織及び運営に関する事項に組み込まれているということで御理解をいただきたいと思っております。

また、それから2条の第1号の関係はどうかということですが、第2条の第1号につきましては、その条文のとおり、地域防災計画を作成し、その実施を推進するということがまず所掌事務としてございます。それから、今回の改正をさせていただきました第2号及び第3号につきましては、町長の諮問に応じて審議、意見を述べることと

いうことで規定をさせていただいているところをごさいますて、地域防災計画の作成、また、そして実施をすることのほか、町長の諮問に応じて御意見をいただくといったようなことが防災会議としての所掌事務になってくるというふうに理解をいたしております。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 2条の（1）は、幸田町地域防災計画を防災会議は作成をなささいよと。作成したからには、それを実施し推進をすること。つまり義務を負いますよと。つくりっ放しで、あとは知らないよというのではなくて、作成する主体と事業を推進する主体は防災会議にありますよということなのですよ。ここで明確に（1）へ位置づけながら、改正案でいけば、そのほかと、こうくるわけです。そのほか町長が諮問したものについては、意見具申を述べるのだよと。まさに屋上屋ではない。組織的に機能的にはおかしいのではないですか。どちらに主体性があるかといったら、2条の（1）で、防災会議が主体的に責任がありますよという位置づけをしながら、（2）の中では、町長の諮問に応じて意見具申をする。意見具申された側の答申を受けた側は、それを尊重するか尊重しないかは胸先三寸ですよという規定からいったら骨抜きにならないですか。

片一方で防災会議を作成し、その推進を実務としてずっと進めていいたら、町長が「ちょっと待って」と言って諮問をしたら、骨抜き諮問で出ていく。「骨抜き諮問だな。何を言っているのか」というと意見答申はしない。そうすると、「町長のお説のとおりでございます」と言って具申したら1条が骨抜きになる。そういう懸念はないですか。

○議長（池田久男君） 総務部長

○総務部長（杉浦 護君） 基本的な防災会議の所掌事務として地域防災計画の作成、また実施という基本的なものがまずございます。そのほかにも、先ほど来から申し上げておりますように、防災会議、防災にかかわる事項というものは多様な部分がございます。そういった部分で意見とか、また、そういったものを述べていただくといったことがございます。それをまた町長が受けまして、これを尊重して、それを実行に移していく。やはり防災会議等の御意見というものを、これは可能な限り尊重していく必要があるということは、先ほどから申し上げておりでございます。そういった意味でございますので、御理解をいただきたいということでございます。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） あなた方は何か言うとする、**「御理解ください、御理解ください」**と。理解ができないから質問をしているわけですからね。理解してくれと言って、それで座り込んでもらっては、質問者の質問の意図をあなたたちは本当に理解しているのかなと。事前に通告しているのです。事前に通告した内容に対して、**「理解してください、理解してください」**と。理解できないから理解してください、こういう禅問答をやっていてもしょうがないわけです。

今回の条例規定の内容からいけば、一つは屋上屋を重ねませんか。もう一つは、靴の上から足をかくようなもどかしさはないですか。こういう二つの問題が提起できるというふうに思います。

次に3条の7、今回、この規定の中で出てきたわけです。現行の規定でいきますと、

定数は20名だよと。委員の選任については、一定充て職的な選任があります。充て職的な選任。岡崎の警察署の署長であるとか、あるいは教育委員会の教育長。町長が指名する者という形になっているわけですが、その内容について、この規定以外の関係からいって、もう充て職的なものは、これは町長の胸先三寸もないわけです。「あいつは気に入らん。どうにもならないな」と言っても、それは充て職でやってある以上は、これは規定どおり、委員の任命、20名以内という形になっているわけですから、そういうことになりませんが、あとは町長の胸先三寸ということになりませんか。

○議長（池田久男君） 総務部長

○総務部長（杉浦 護君） 関係機関との代表者の方々に委員となっただきまして、こういった内容につきまして審議をいただくわけですが、今、御指摘のように、委員の人数は20名以内でございます。現在のところ、関係機関の代表者の方に加わっていただいているわけですが、今回、先ほどの中根久治委員の御質問にもございましたけれども、女性の登用ですとか、また、防災に携わる方々の御意見というものも幅広く聞いていく必要があるという認識は持っております。こういった関係の中から、定数20名以内という規定がございますので、幅というものを生かしながら、御意見をちょうだいできるような方がおみえになれば積極的に委員に加わっていただいて、御意見をいただけるような形を考えていきたいというふうには思っております。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） この規定の中では、5番目で、委員は次に挙げる者をもって充てるという形で、その基準的のものはない。充て職の内容は、先ほど申し上げた内容もあるということで、要は、あとは町長の胸先三寸でしょうと。こういったときに、防災会議という非常に重要な位置づけを持つ会議が諮問機関化されてみたり、答申については、尊重しても尊重しなくても、あなたの胸先三寸ですよと。定数20名以内の規定の関係も全部お任せですよと、こういうことですよ。

ですから、先ほどの質問の中にもありましたけれども、地域の防災会議があったときに何の指示もないではないかと、こういう発想が出てくるわけです。自主防災会なりは、地域での防災力をどう高めていくのか、自主的な力をどう高めていくかと。あなた任せで、指示がなければ動かないですよといったら、そんな防災会議などやらなくてもいい。自分たちが、この災害に対してどう対応するのかというのは、訓練を積み上げながら自分たちで。自分の地域が一番よくわかっているわけです。上から、ああせい、こうせいと言ったときに、「実情に合わないことを何で指示するのだ」ということは絶対出てくるわけです。だから、訓練を重ねて、自分の地域で一番安全なところはどこなのか、だれが一番要援護者なのかということは地域が一番よく知っているわけです。指示がないから動かないと、こういう発想になってきたときに、20名以内の委員の関係については町長の胸先三寸でやっていくのですねということの確認です。

○議長（池田久男君） 総務部長

○総務部長（杉浦 護君） この防災会議のメンバーにつきましては、先ほど申し上げましたように、これは最終的には町長の判断ということにはなるわけですが、関係のそういった団体、また、そして日ごろ防災に携わっておられる方々で御意見がいただけ

る方であれば、この定数の範囲の中で積極的に御意見をいただけるような形で委員に加わっていただく、こういったことは必要であるというふうに考えております。

○議長（池田久男君） 以上で、14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

次に、15番、大嶽 弘君の質疑を許します。

15番、大嶽 弘君。

○15番（大嶽 弘君） 防災会議の実績と一部改正の背景ということでお尋ねをしたいのですが、最初に、昨年度の防災会議の開催結果、どのようなものがあつたかということですが、先ほど自主防災会について、区長会で代表して、そこで連絡報告しているというような話を受けましたが、今までのこの会議で具体的にどのようなものが昨年度あつたのかということが一個。

それから、二つ目に、改正の背景ということですが、昨年度の大震災を教訓にして機能強化を図る、それから、重要事項の審議については、もろもろあるけれども、新しい内容が出てきたときに、そういうものも解決していくというような説明が今あつたかと思いますが、それについて、私の今の説明に対して、補足的なものがありましたら回答をお願いします。

○議長（池田久男君） 総務部長

○総務部長（杉浦 護君） 防災会議の実績ということでの御質問でございますが、平成23年度につきましては、2月20日でございますが、役場におきまして地域防災計画の修正案、こういったものについて御審議をいただき、また、23年度の防災対策事業の実施につきましてもお諮りをさせていただく。また、「災害から身を守るわが家の防災マニュアル」ということでの御意見等もちょうだいをいたしたところでございます。

それから、今回の関係での補足ということでございますけれども、今回の防災会議等の一部改正につきましては、東日本大震災の経験を踏まえましてNPOですとかボランティアの方々が非常に大きな役割を果たした。こういったことを踏まえまして、地域防災計画に今、多様な意見をいただけるようなことということで、自主防災組織または学識経験者をということで表現が加えられたということでございます。重要事項ということになりますと、中央防災会議の防災に関する重要事項ということが中央防災会議のほうでうたわれているわけでございますが、防災の基本方針、また、防災に関する施策の総合調整、こういったようなこともその任務としてあるということでございます。本町といたしましても、こういった町の施策についての総合調整ということも考えあわせながら、今後も会議の運営に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（池田久男君） 以上で、15番、大嶽 弘君の質疑は終わりました。

次に、9番、水野千代子君の質疑を許します。

水野千代子君。

○9番（水野千代子君） 今回の条例の一部改正でございますが、先ほどからお話が出ております東日本大震災から得られた教訓を今後にかして、災害対策の強化を図るためだというふうに理解をしております。地域防災計画にさまざまな主体な意見を反映できるように、幸田町の防災会議の委員として、現在、充て職となっている防災機関の職員のほかに、自主防災組織を構成する者、また、学識経験のある者を追加するものでござい

ます。各区には防災会の防災組織表というものがございます。私の地元の区にもあるわけですが、現実的には表だけであるのかなというふうに思っておりますし、またしかし、区では自主的な防災組織をしっかりとつくって、訓練等をやってみるところもございます。町内では幾つの自主的な防災組織があるのかということをお聞きしたいというふうに思います。また、企業の自主防災組織というものはどのようになっているのかということをお聞かせください。

○議長（池田久男君） 答弁を願います。

消防長。

○消防長（近藤 弘君） まず、行政区につきましては、23団体ございます。各企業につきましては表もございませんが、依頼している件もあります。県民総ぐるみ等で企業においても実施していただき、その結果表をいただいているところでございます。企業数については把握はしてございませんが、企業内においても自主的な組織が形成されているところもあります。表がございませんので、企業数については申しわけございません、後ほど調査表等でよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（池田久男君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 自主防災の組織は確かに23団体、区行政でできております。できておりますが、それをもとにして、自主的に訓練をやっている自主防災組織というものが幾つあるのかということをお聞きしたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（池田久男君） 消防長。

○消防長（近藤 弘君） 類似の自主的な、各区に匹敵するような自主的な防災区というのは把握はしてございません。基本的には各区23区においてやる、それを一つとしては考えておりますが、また、その中においての個々の自主的な防災会の活動あるいは数、申しわけありません、把握しておりませんので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（池田久男君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 私が今回これをお聞きしたのは、今まで防災会議の委員は充て職でございます。しかし、充て職ではなくて、やはり現場でしっかりと身近に活動してみえる方たちの意見、地域で早く活動している、地域でつくられた自主防災会というのがすごく意見を言われるし、また、一番地域がわかってみえる方かなというふうに思います。そういう方々が、防災会議等の委員になっていただきたいという、そういう思いから質問をさせていただきました。

先ほどもお話が出ているとおりに、幸田町の防災会議委員は条例で20人というふうにされております。現在は県の西三河の事務所長さんであったり、または県の西三河建設事務所長さんであったり、また、岡崎警察署長、医師会会長、中電の営業所長だとか商工会会長、区長会の会長でございます。本当に見ても充て職でございます。また、そこでは本当の地元がどういうふう自主防災会としてやっていくのか、防災会議に意見を述べていくのかということ、やはり地元のことを一番知っているのは、自主防災会の方々ではないかなというふうに思っております。

それから、今回、自主防災組織や学識経験者から防災会議の委員を町長が任命するというごさいます。その中で、任命は何人を予定されているのかということをお聞きしたいというふうに思います。その中に女性委員の登用は何人か。先ほど積極的に登用したいということをおっしゃいましたが、6月定例会で質問した折に、町長は、1人ないし2人ふやして、女性の意見を反映できるようにしたいということはおっしゃっていました。任命は何人か、また、その中の女性委員は何人いるのかということをお聞かせください。

○議長（池田久男君） 総務部長

○総務部長（杉浦 護君） 防災組織を構成する者または学識経験者ということでごさいます。広く自主防災組織の代表者ですとか、また、大学教授など、こういった専門性のある方々、ボランティアなどのNPOですとか女性の方々、また、高齢者、障害者、さまざまな分野の方々がおみえになるわけでごさいます。こういった方々に可能な限り委員として加わっていただきたいというようなことのお思はごさいます。

現在任命されている委員といたしましては、自主防災組織の関係につきましては区長会長さんということになるわけでごさいます。今後につきましては、先般の、あれは一般質問だったかと思いますが、女性の登用についての御質問をいただいたときに、1名か2名ということでの町長からの御答弁をさせていただいているわけでごさいます。今後の任期も現委員の方々につきましてはあるわけでごさいますので、少なくとも女性の方が2名になるのか、それから、先ほどから申し上げているように、学識経験、ボランティアの方々も加わっていただくというようなことごさいますので、人数については、今後まだ多少時間がごさいますので詰めさせていただきまして、次回の改選時、こういったようなときに判断をさせていただきたいというふうに考えておりますので、現時点では御容赦いただきたいと思はいます。

○議長（池田久男君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 防災組織のほうでは、今の区長会の会長がそうであるということはおっしゃいました。しかし、区長会の会長も、これも充て職でごさいます。その区長会会長の方の区の組織の中で自主防災会とどのくらいかかわっているかということはおわからないのではないかなというふうに思はいますので、現実、今回任命される方々が本来の自主防災会、地域に根差した組織の方々かなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

それから、高齢者、障害者、また、子供を育てていく方などと密接にかかわっているのは大半が女性でごさいますので、女性の意見を十分生かせるような形で任命をしていただきたい、人数も決めていただきたいというふうに思っております。その人数によっては、女性に対する登用率が何%になるかというのはわかりませんが、やはり男女共同参画の社会の立場からいいますと、委員の中の2割や3割が女性委員として参加できるような、そういう登用をしていただきたいというふうに思はいます。いかがでしょうか。

○議長（池田久男君） 総務部長

○総務部長（杉浦 護君） 女性の委員の登用につきましては、やはり男女共同参画、こういったようなことも当然あるわけでごさいますので、どの程度の方に加わっていただけ

るか。ある程度、やはりこういった防災面について知識に明るい方とか、経験とか、そういった関心を持ってみえる方ということも必要になろうかと思えます。この辺について、可能な限り意を配してまいりたいというふうに考えております。

○議長（池田久男君） 以上で、9番、水野千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第39号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第40号議案の質疑を行います。

まず、5番、中根久治君の質疑を許します。

5番、中根久治君。

○5番（中根久治君） 第40号議案 平成24年度幸田町一般会計補正予算（第2号）の中の総務費、企業立地推進事業についてお伺いをします。

まずは、この企業立地課が立ち上がりまして、もう5カ月過ぎました。5カ月間の自己評価とその成果についてお聞きします。

○議長（池田久男君） 総務部長

○総務部長（杉浦 護君） 企業立地課を今回新設いたしましたわけですが、この5カ月間、私ども新しい課ということですが、また、新しい事業に取り組んでいくということで非常に難しい部分があるわけですが、この間、企業訪問、町内の企業とか町外の企業、また産学官民、こういった関係もございまして、大学ですとか研究機関等への訪問をさせていただいていろいろな御意見をちょうだいさせていただく。このうちでまた企業相談ということで、町内の企業、また、町外の企業からもそういった御意見等も受けながら意見交換をさせていただいているというようなことですが、

その他、ホームページの開設ですとか、企業立地ガイドブックの作成についても、PRできるようなものをつくっていかねばならないということで、今、そういったものも作成をさせていただいたということですが、

よろしく願いいたします。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 企業立地課の目指す誘致企業は研究開発分野なのか、または製造業なのか、物流なのか、販売なのか、どれに幸田町は重点を置いているのかなど。幸田町のこの地の利を考えて、どの分野の企業を誘致したいというお考えか、お聞きします。

○議長（池田久男君） 総務部長

○総務部長（杉浦 護君） 地の利を考えてということですが、やはり私どもの幸田町につきましては、23号など、非常に交通アクセスの便のいいところもございまして、こういった中で、やはり研究開発ですとか制作分野に主眼を置くような企業が私どものほうに入っただけということは非常にありがたいかというふうに思っておりますが、今、議員おっしゃられましたように、地の利を生かしたような形で優良な企業に来ていただける、これが一番ありがたい話でございまして、相手のある話でございまして、その辺は慎重に判断していきたいというふうに思っております。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 企業誘致は時に住みやすい環境と二律背反をするような部分があるかなというふうに思います。企業が来ることのメリットとデメリットを考えると、企業

誘致のための環境整備が優先されて、住みやすいまちづくりのための環境整備が後回しになるという心配があります。

例えば、先日、一般質問で中根秋男議員が質問しましたが、現在、幸田町で進行中のこの3カ所の市街化でも24ヘクタール以上の田んぼがなくなってきました。これから大雨のときに、ここに降った雨が一気に広田川に流れます。相見地区の54ヘクタールと合わせると2倍以上になるわけです。貯水池で対応できるという答弁をいただいておりますが、長雨が続き貯水池も満水になった場合の後の大雨では対応できないのではないかなという心配を持っております。こうした問題よりも田んぼが坪幾らで売れるという話が優先されては困る問題だと思っておりますので、拡大工業地区と言われるところから一気に流れる水は、すべて広田川に流れていきます。このほか日常的に交通問題とか公害問題などが心配されております。

住民にとって住みやすい町というのは、企業誘致に優先されるはずですが。住環境に整備した企業誘致の基準というのはどのようなところに置かれているのか、お聞きします。

○議長（池田久男君） 総務部長

○総務部長（杉浦 護君） 企業誘致と住みよい環境というのが二律背反ではないかという御指摘でございますが、必ずしもそうということにはならない部分もあるのではないかなというふうに思います。やはり、今の企業としては、地域に根差したその企業経営というものがなされなければ、その存立というのはできないわけでございます。緑化の問題、企業の中での緑地の確保ですとか、エコ的な部分での企業のシステムでの、例えば、煙ですとか排水の問題にしても、有害なものを流せば、これは議員おっしゃられるように、地域では成り立っていかないということになるわけでございますので、こういった部分については、やはり環境の調和のとれた企業経営というものが必要ではなかろうかというふうに思いますので、こういった部分についても配慮した形での誘致を考えていきたいというふうに思っております。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） そこで、この企業立地マスタープランの作成に入っていくわけですが、その中に、やはり住環境の分野で意見のきちんと言える委員を加えていただきたいというふうに思いますが、現在の方針はどんなふうになっているのかお聞きします。

○議長（池田久男君） 総務部長

○総務部長（杉浦 護君） 誘致企業の基準につきましては、現在、そういったはっきりした基準というものは持っておりませんが、現在、基準としてあるものとすれば、企業立地促進法に基づきます県で作成をされました基本計画にあります指定集積業種分野ということで、輸送機械ですとか、いろいろな各産業というものが考えられるわけでございます。そうした中で、町といたしましては、先ほどからお話も出ておりますように、環境ですとか、それから、今回の委員として加わっていただく方についても、そういった見識を持った方、幅広い中で意見をいただける方を考えてまいりたいというふうに思っております。

○議長（池田久男君） 以上で、5番、中根久治君の質疑は終わりました。

ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午前9時53分

再開 午前10時03分

○議長（池田久男君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤宗次君。

○14番（伊藤宗次君） 質問に入ります前に、文字の訂正をいただきたいと思います。

3番の都市計画マスタープランの土地利用計画で、11カ月と「月」になっております。手違い間違いは世の常でございますので、どちらがいいとか悪いということを申し上げるのではない。「所」と、11カ所と。11カ月というのは誤りですので、「所」というふうに訂正をいただいて、早速入ってまいります。

この補正予算で新たに7億5,000万円の財源が生まれました。その内容は、個人町民税の所得割で8,000万円、法人の町民税、これは新聞にも報道されましたけれども、大企業が過年度の過少申告という形で、修正申告1億6,000万円、固定資産の償却分で1億2,000万円。こういう形で町税にかかわっては3億7,000万円の増。さらに、町有地を売却した。これは後ほど質問を出します。ここで町有地を売却して5,120万円、前年度の繰越金が3億3,447万円余りという形で、トータルで新たに7億5,000万円という財源が生まれてまいりました。その財源を結局、町民の暮らしに役立つように、暮らしを支えるような使われ方はされないと。されなくて、取り崩しをやめて財政調整基金で帳じりを合わせる。さらに起債を借りるといふ、この起債の関係も臨財債、いわゆる臨時財政特例債という形で、これは過日の財政健全化判断比率の中でも申し上げたけれども、これは公債費比率、借金の比率に加えない財源という形で、幸田町はたまたま地方交付税の不交付団体ということですが、交付団体は、この関係の償還に係る費用は交付税で面倒を見るという形で、一面有効というより、政府の政策のちょんぼをそういう形でごまかしをするような財源構成ですが、そういうものも取りやめて、要は、帳じりさえ合えば7億5,000万円の新たな財源を住民の暮らしを支えるために使わない。こういうのがこの補正予算の一番の特徴であります。そこら辺はどういうふうにお考えですか。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 7億5,000万円余の経費が浮いているから、町民の方々についても還元をということの御意見でございますが、24年度の当初予算の編成時におきましては、財源不足といったことによりまして、臨時財政対策債1億1,000万円の借り入れを予定いたしておりました。今、御意見のありましたように、町税が当初見込みよりも3億7,000万円ほど増収見込みといったようなことで、この臨時財政特例債のほうの借り入れを取りやめていくということにさせていただいたわけでございます。

この臨時財政対策債の起債につきましては、将来、交付税でまた補てんがされるというお話でございますが、不交付団体ということでございます。本町につきましては、交付団体であれば、この部分については将来的にそういったものがあるわけですが、そうではなくてというようなこともございます。そういったことで、将来的な起債の償還というのは発生してきているわけでございます。また、25年度以降も大幅な税収の回

復が期待できるかという点では、まだまだ厳しい状況が想定をされます。こういったことの中で、財政調整基金のほうへ積み立てをさせていただいて、将来的な安定的な財政運営をさせていただきたいということで思っているところでございます。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 何も私が申し上げたことをあなたが繰り返して説明してくれなくてもいいです。幸田町は不交付団体だよと。交付税はもらえませんよと。しかし、交付税をもらうところについては、臨時財政対策債は公債費比率、いわゆる借金の比率には加えませんか。交付税の後々措置されますよと、補てんをされる、こういう性格を持つ臨時財政特例債、こういうものを1億1,000万円、当初予算で計上しながら、あなた方、おろされましたよね。なぜおろしたのかと。先ほど申し上げたように、財政健全化判断比率と。そういう比率の中に公債費比率として、借金高の比率として、これは加えなくてもいいのですよという、そういう財源をなぜ取りやめたのかということをお尋ねしたわけです。私の言ったことを何も繰り返してして答弁となすなどという、そんなことをやってもらわなくてもいい。なぜなのかということを知っているということです。

次に、150万円かけてワンストップサービスの設計委託。何ですかと。ワンストップサービスはあなたの頭の中にはなくて、設計業者に業者委託して設計してもらわなければワンストップのイメージが出てこないのかと。その程度の政策なのか。片一方でちまちま、ちまちましながら、住民にかかわる予算はたった、たった切っておきながら、自分の掲げた政策のイメージが出てこないから、設計委託で150万円をかけてワンストップをやりますと。おかしくはないですか。もうワンストップサービスをやっている自治体は余り数はないけれども、やっているところもあるわけです。そこを少し調べれば、大体町長自身もイメージを持っているわけですから、「あそこの足らず米はここで、今度は私の頭でやっていこうか」と。ここへ出てくるわけ。それを業者委託して150万円使っていく。では、どういうイメージを持っておられるのかというのがさっぱりわからない。答弁をいただきたい。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 臨時財政特例債の関係につきましては、不交付ということでございまして、起債の償還というのは当然これはついてくるということでございます。繰り返しになりますが、その辺は御容赦いただきたいと思っておりますけれども、そういった意味から借り入れを、将来的な負担というものを考えて、少しでも平準化していくということ考えた場合には、今回、見送りをさせていただいて、その他の関係については、財政調整基金のほうに積みおろしをさせていただいて、安定的な財政運営をさせていただく。それが将来的には住民の方々にもはね返ってくるということにもなりますので、その辺は御理解をいただきたいというふうに思います。

それから、ワンストップサービスの関係でございしますが、今回、戸籍ですとか住民移動、こういった関係の届け出ですとか、こういったものをワンストップサービスとして実現をするために総合窓口を設けていきたいという考え方でいるわけでございます。ワーキンググループを設けまして、他の市町で実際に取り組んでおられるところも参考にさせていただいて、基本的な考え方というものはでき上がってきているわけでござい

すが、ただ、今、現庁舎の中、1階が一つのターゲットに当然なるわけでございますけれども、その中をどういった形で配置をする、また、それから構造的にいいのかどうかとか、そういった細かい点につきましては、やはり専門的な知識を持っておられる業者の方々に意見を求めていくということで、プロポーザル方式によりまして御意見をいただいで、それでまとめていきたいという考え方に立っているところでございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 借金はどのような名目であろうと、元金に利子をつけて払わなければいけない。ただ、そうしたときに、先ほど申し上げましたように、財政健全化判断比率という比率の中にはこれは入ってまいりませんよということと、標準財政規模プラスアルファの中で分母の中に入れていく財源ですよ。そういう性格を持つものについて、1億1,000万円やめたと言われる、では、その1億1,000万円で住民の暮らしを支援するような施策になぜ頭が行かなかったのか、こういうことを私は問いただしているわけでありませう。

2番目のワンストップの関係で、結局、あなた方も部内の関係で、1階で住民票だとか、あるいは戸籍の移動だとか、そういうものについて議論をされた。要は、この150万円の委託、庁舎内の1階をどうレイアウトにするのか、住民の動きとあわせ動線をどうするかということだったでしょう。そういうレイアウトと動線をどうするかというのを業者に委託して150万円くれてやる。あなた方は庁舎の内部で議論をしているわけだ。議論をし、職員は自分の職務を通して、こういうふうにしたらどうかといういろいろな提案がされているはずなわけです。「そんなものはよくできているのだ。要は業者任せしておけば、業者のつくったものは最新で最善だ」と、こういう感覚でいるから、片一方では費用対効果だと言いながら、おかしなことばかりに金を使っているというのが一つのこのワンストップの関係。ですから、町長のイメージというのはどういうものかということをお尋ねしているわけだ。町長が描くイメージというのが、業者に設計委託をしなければイメージの具体化が図れないのですか。それが町長の描くワンストップサービスですかということをお尋ねしている。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） ワンストップの関係につきましては、今、いろいろと御意見をいただいでいるところでございますが、職員のワーキンググループとしてもさまざまな意見があつて、また、考え方もあるところでございます。ただ、それを具体化していくかということにつきましては、やはり、その内容につきまして調査、分析、また、設計業務等にも生かして必要があるわけでございます。そういった意味で、やはり今、議員おっしゃられますように、動線をどうしていくのか、そういった詳細な部分について、住民の方々、来庁される方々が迷うことのないように、スムーズな形で業務について処理をさせていただくといったような形のものを考えていかなければならない。そういったことの中で、職員間だけではなくて、そういった専門的な経験を持っておられる業者の方々にも御意見をいただいで、よりよいものをつくり上げていきたいということでございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 先ほどの中根久治議員の質問にもありましたが、企業立地課をこの4月に立ち上げて5カ月たった。では、その実績と成果は何だと、こういうことですが、それを裏づけるのが、今回約345万8,000円、印刷を含めていくなら、この中心をなすのが300万円。そういう中で、都市計画のマスタープラン計画で11カ所の拡大工業団地、簡単ではありますが、こういうのをつくられたですよ。これをさらに、ぱっとやるとぴかぴか光って、つるつるして分厚いガイドブックをつくっていこうと、こういうことですよ。そうしたときに、一つは、こういう11カ所を丸抱えて、これが拡大工業団地ですよ。御希望の方は、ここがいいと指さしてもらえれば、希望に沿うように全部土地の確保をしていきますよと、こういうのがあなた方の答弁。

では、この5カ月間、どういう成果があったのかというのがあるのですよね。成果というよりも、町長が議会で、あるいは担当の委員会でどういうふうな答弁をされてきたのか。あるいは一般質問に対してどう答弁されてきたか。2月16日、これはまだ企業立地課は誕生しておりません。しかし、この2月16日の総務委員会で企業立地にかかわる問題で町長は何と言われたか。「幸田町に進出をしてくる企業の意向は大体つかんでいる」と大体の話をされた。次に、6月の一般質問で、企業立地について、「どうするのだ」という設問があって、「近々のうちに議会の皆さんにお示しすることができる」と大ぼら吹いてしまった。大ぼら吹いてしまったけれども中身はさっぱりとか。8月16日の総務委員会で再び、「どうなのだ」と。「大体つかんでいる話と近々の話がずっと来たけれどもどうだ」と言ったら、「それは、私の頭の中にあるのだ」と。この9月の議会の一般質問でどんどん、どんどん後退をしまして、「私も一生懸命中小企業を訪問しております。営業活動をやっております」と。こうやって5カ月間の会見を見ますと、町長、言い方が悪くて御無礼だけれども、ガセネタばかりの話でたった、たったとやっているのではないかと。結局、企業誘致だといってガス抜きやって、その内容も、近々のうちに2カ月で発表したいと議会と言っておきながら、次の一般質問で、そんな話などすっ飛ばかして、「近々のうち」が、野田首相と一緒に「近い将来」と。「近い将来ではいけないから近々、近々」といってごまかされて、詰め腹を切ったのは谷垣氏です。そんな政治の縮図が幸田町の中で企業誘致の関係で出てくるということですが、結局、ここで問題にされるのは、先ほど中根久治君も言われたけれども、企業進出によって、いいことばかり言われるけれども、環境が変わりますよと。

土地の取得に当たっては、地権者の合意や地域の納得がなければ事は進んでいきませんよ。そうしたときに、あなた方が勝手にビジネスステージだといって11カ所をくるくる、くるくる丸を書いた。こういうものがぱっと住民の中にいずれ知れていきますけれども、そうなったときにどうするのだと。企業立地という大義名分だけで、私たちが泣いて我慢しなければいけないのかと。つい最近も幸田町の町内企業が企業拡大をするということで、地元との調整という問題が出ているようでございますけれども、そうした点からいけば、あなた方がずっとルールを引いて、そこそこ来たら住民の中に説明すると言ったら怒る。怒って当たり前。

そうしたときに、今回、こういう形でさらにきれいな台本をつくってやっていこうと、

こういうことですが、この5カ月間の問題も含めて、どういうふうにこの位置づけをされておられるのか。私は企業誘致そのものを反対しているのではないです。それは、多くの市町で失敗をしたように、土地開発公社で土地を買いあさって企業進出を当て込んだけれども、何にも出てこない塩漬け土地がわんさどあるわけです。総務委員会でも、和歌山県の橋本市に行きました。そこは塩漬けでひくひく、ひくひくしてしまっていて、ここが市長を先頭に一生懸命に企業回りしてやっていたらっしゃる。そのこと自身は結構だと。しかし、その前段で土地を買いあさって、造成して、塩漬け土地になって、自治体の財政が大変な状況になってきているということは御承知のとおり。そういう中で、企業誘致という大義名分だけで事を進められていくということについてはどういうふうにお考えなのか、どういう予算措置をされたのかということをお聞きしたい。

○議長（池田久男君） 答弁を願います。

町長。

○町長（大須賀一誠君） 企業立地につきまして、伊藤議員から、2月から随分いろいろおっしゃっていただいたわけでありまして、また、ああだこうだと申し上げると、また書かれるようなことになるのだらうと思っておりますけれども、私は持続可能な幸田町というのを前提に考えておりますので、先ほど伊藤議員は、企業誘致は反対ではないとおっしゃった。私も私たちは今、企業立地課をつくって、企業立地課長以下、あらゆるところをもう本当に一生懸命やっております。その中で、いろいろな形が申し上げられないというのは本当に残念であります。それは、企業との紳士契約でやっておりますから、形にならないと出せないというのが、伊藤議員がおもしろおかしくおっしゃるところだと思います。

町内の企業のことも先ほどお話がございました。私は今までも環境問題ということが一番重点的に置いていまして、企業立地をやる場合に、まず、この幸田町のこの緑の自然の豊かな中で、グリーンファクトリーといいますか、そのグリーンの中に工場があるというような形、幸田町の形を崩さないようにして、その中でいろいろな公害のないような企業に来ていただいて、存続可能な町をつくっていきたいというふうに思っております。

それは、先ほど、前の中根久治議員等もお話がございましたけれども、何を目的に、その企業を誘致するだというお話でございます。研究機関なのか、その製造業なのかということをおっしゃっているわけですが、それはすべからずすべて、いろいろな関係を持って、今、進めております。

私は、この5カ月ですぐに申し上げたいというふうに思っていたわけですがけれども、相手様の都合、世の中の景気の動き、空洞化の問題、そういうものが絡んでおまして、大手企業においても、空洞化で外国とか、そういうところに出ていかれるものもあるわけでありまして、その中でいかにして幸田に根をおろしてもらおうかと、そういうことを真剣に現在考えてやっております。その点も御理解いただきながら、ひとつお願いをしたいということで真摯に受けとめていただければ大変ありがたいというふうに思っております。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 何か私が町長をやゆするためにおもしろおかしく言っていると。あなた自身が、「私の実力はこれだけだ」と鼻高々でぶったわけです、そうでしょう。大体つかんでいると、大体の話をぱっとされたわけです。近々のうちには議会に公表できると。それはそうでしょう。それで、「私の頭の中にある」と、それはみんな公の席で言ってきたことです。私が何もおもしろおかしく言っているのではない。あなたの言ったことがガセネタの連続だったなという思いは強いけれども、しかし、あなた自身が言ったわけで、私が脚色しておもしろおかしく言っているのではない。あなたの言った内容を皆さんにわかりやすいようにお知らせした、こういうことなのです。そうでしょう。だから、その辺を何か人のせいにしてしまって、「私は一生懸命やっている」と。別にあなたが一生懸命やっていないなどということは言っていない。ただ、実態として伴っていないなという思いは強くしておりますよということはおし上げておきます。

さらに、相手のところにも大体のところは行っているけれども、経済の状況だとか、産業空洞化の問題だとか等々ございまして。そういうものは急に降ってわいた話ではないわけです。リーマンショック以降ずっと続いているわけです。リーマンショックが2008年です。今はもう4年たった。それを取り出して、「難しいから」と。そういうことではないですよということだけ申し上げて、次に入ります。

県のほうから事業助成金ということで500万円入った。それで、歳出のほうで文化振興協会の事務的交付金と。出てくる先は……。

○議長（池田久男君） 残り1分です。

○14番（伊藤宗次君） 事業だよと。使うほうは事務だよと。では、あなた方、事務と事業の違いはどこにあるのか。こういう形で中身をころっと変えていくようなやり方については、私は素直な気持ちになれないですよ。事業の補助金なら事業にかかわる形でやればいいわけで、事務的交付金などということはいけない。説明いただきたい。

○議長（池田久男君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 歳入の地域の芸術環境づくり事業助成金は、自治総合センター助成事業のメニューの名前でございます。それを町で一たん受けまして、同額を文化振興協会へ事務的交付金ということで交付するものでありまして、俗に言うトンネル予算であります。この交付金の名称の問いでございますが、交付金につきましては、建設的なものと事務的なものと大きく二つに分かれておりますので、この事業につきましては事務的交付金という対応をさせていただきました。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） つまり川端康成だ。「トンネルを抜けると、そこは雪国だった」と。こう事業ですね。

○議長（池田久男君） 答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） そういうことではなくて、あくまでもこの助成事業につきましては、町を経由するというようなものでございまして、本来なら、文化振興協会が直接センターとやりとりをするわけでございますが、20年からは、こういったことが控えられまして、一たん町を通すということでもありますので、よろしくお願ひしたいと思ひ

ます。

○議長（池田久男君） 以上で、14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

次に、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山千代子君。

○13番（丸山千代子君） まず、先ほどから議論になっております総合窓口設計委託料150万円についてであります。

この予算につきましては、動線をより町民の皆さんが利用するのにわかりやすくするためというふうに答弁がされましたけれども、この設計というのはどのような計画なのかということでお尋ねするものであります。まず、1階のフロア、これには特に住民が利用するものが多く配置をされているわけでありまして、その中にも、入っていきますと受付がございます。そして、隣にはソファが配置してありますけれども、あのよう旧態依然とした役場庁舎の中の1階フロア部分。このようなものを住民が利用しやすいために動線をわかりやすいものにしていくということについては、私はいいのではないかなというふうに思うわけでありまして、そうした一体的なものとする計画なのかどうか、その点についてお尋ねしたいと思います。

次に、消防の関係でございますけれども、消防嘱託員ということで新たに費用が計上されているわけでありまして。この消防嘱託員についてお尋ねするものでありますけれども、現在、いろいろな年金の関係からいきますと、退職をしても年金と連動しない、そういうことで、今、各自治体におきましては再任用制度とか、そういうものがとられているわけでありまして。特に今度、来年度以降からは年金が61歳からとか、そういうふうにどんどんと先送りをされてくると、60歳定年というものが、今度、それがなし崩しにされてしまって生活設計も成り立たないという中で、公務員の継続雇用というものがこれから課題となってあらわれてくるであろうというふうに思うわけでありまして、そうした点におきまして、このように今回は消防職員の嘱託ということで上げられた。このことについて、なぜこのような形をとられるのかということと同時に、消防職員が不足なのかということ、それから、また業務はどのようなことをしていくのかと。この点についてお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） まず、ワンストップの関係でございますが、こちらにつきましては、主はやはり、戸籍とか住民移動という関係につきまして、現在、御案内のとおり、1階窓口は非常に混雑をすることも多いわけでございます。そういったことの中で、ワンストップサービス、住民の方々にわかりやすい窓口を提供していきたいということでございますが、具体的な設置場所につきましては、今回の設計委託の結果を踏まえまして最終的に決めさせていただくような形になろうかと思います。結婚ですとか引っ越し、こういったライフイベントと申しますか、こういったものと同時に、必要となる国保、年金といったものの手続を一括して取り扱う窓口ですとか、住民票ですとか、また、戸籍謄・抄本、印鑑証明等、証明の発行窓口の関係、そして、住基カードなどの関係の発行窓口の整理をしていくということが主たる内容になろうかというふうに考えているものでございますので、よろしくお願いたします。

○議長（池田久男君） 消防長。

○消防長（近藤 弘君） それでは、消防嘱託員ということで御説明申し上げます。

消防嘱託員・・・、再任用につきましては定年をした者、それ以外については嘱託。今回お願いする人員につきましては、定年前でございますので、内容等々を把握いたしまして、嘱託員制度、嘱託員としてお願いするものでございます。

それから、消防職員の不足等々につきましては、現況、緊急出動等々、出動回数が非常に多く、いろいろな面で不足しているのが現状でございます。そういった面からも、今回は業務としては予防業務を主体とした消防署のいろいろな……。

○議長（池田久男君） 消防長、声が小さくてわかりづらいです。

○消防長（近藤 弘君） 済みません。失礼いたしました。

済みません。それでは嘱託員制度から、もう一度、御説明申し上げます。

本来、消防職員ですと再任用、嘱託といろいろありますが、再任用につきましては定年をした者ということであります。よって、今回お願いするにつきましては、定年前の職員でございますので、嘱託員制度としてお願いしていくものでございます。

また、職員の不足につきましては、御存じのように、救急出動等本当多くあり、消防職員の分にありましては不足が生じております。そういったものにありましても、今回お願いする嘱託員については、予防業務を主とした嘱託員をお願いしていくわけでございます。

予防業務とは、あらかじめ防ぐということで、どういったことかといいますと、消防職員につきましては、立入検査がございます。主としては、今は立入検査にポンプ車等々で行き、火事があったら、その場から、立入検査から現場へ行くような状況であります。その立入検査の予防業務につきましても、今度は嘱託員制度を応用して、その方と一緒に行くような形をとり、ポンプ車が行かなくてもやっていけるような状況で補足していくということを考えております。

嘱託員制度については定年前。不足については今言ったとおり。業務内容につきましては、予防業務ということを主としてお願いしていく次第であります。

以上でございます。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 総合窓口の設計はこれからだということでおっしゃいましたけれども、しかしながら1階フロア、御承知のように、非常に利用しにくいものになっております。例えば、住民の皆さんが相談をする、そうした相談をするコーナーさえないというようなことがございます。ですから、やはりこれはワンストップサービスをするための設計委託かもしれないけれども、1階フロア部分の全体的な見直しを含めながらやっていかなければ応急的なものになってしまう。本当に深刻な相談をやりようと思っても、ほかの住民の皆さんから丸見えになってしまうという中で、プライバシーも守られない、こういう1階部分になっているというふうに思うわけであります。ですから、そうした取り組みも進めながらやっていくべきではなかろうかと私は思いますが、その点についてはいかがかというふうに思います。

それから、今回は150万円の委託料でございますが、あれを今度変えろとすれば、ま

た再度、設計に基づいて変えなければなりませんので、そうした、その後どのぐらいまでかかる予定なのか、お答えがいただきたいというふうに思います。

次に、嘱託員制度というふうにおっしゃいましたけれども、嘱託員制度というのがあるのかということでございます。それから、幸田町では条例上は再任用という形になっておりますけれども、再任用はまだとられておりません。ですから、制度としては幸田町の中では再任用制度はまだ実施されていないわけですので、これからどのようになっ  
ていくのかというふうなことでございます。

また、消防職員もだんだんと高齢化になってきて、例えば、資格を持った消防職員が退職をする、あるいは定年前にやめる、そうした能力の活用という点からすれば、これからきちんと対応を考えていかなければならない時期に来ているのではなかろうかというふうに思うわけでありまして、その点については、こうした形で定年前に退職した職員の能力活用という点で嘱託ということやられるということについては、やはりもう少し検討していくべきではなかろうかということでございます。

例えば一つ、名古屋市では、今、こうした定年前の職員に対して、段階的に年金が引き上げられて、支給年齢が上がってくるわけですので、そうした職員に対して、「60歳でやめた後、あなたはどうしますか」と、老後の生活設計のアンケートをとっているわけでありまして、もうそういう時期に来ていると思いますが、これを機会に、そのことも検討していくべき段階ではなかろうかというふうに思います、その点についてはいかがかということでありまして。

次に、町民会館等の用地、これについて、訴訟では借地が敗訴という形になりましたこれを受けて、今回は用地測量という形で700万円が上げられております。そこで、この図面に出していただきました。このハピネス・ヒル1階の用地、区域、この中で借地が分散をしているわけでありまして、この部分について15筆ございます。この15筆をこれから用地測量を進めていくわけでありまして、これを機会に、この用地の借地解消という、そういう取り組みになるのか、どうするのかという問題でございまして、その点についてお聞きしたいというふうに思います。

次に、同じく、町民会館の事務的交付金のことでありまして、地域の芸術環境づくり事業助成という形で、先ほどはトンネル予算だよというふうになりましたけれども、この町民会館の自主事業として非常に努力をされながら集客を進められているわけでありまして、この自主事業は特に大変な事業でありまして、やはり町民会館の行政手腕というのを、これは発揮するところの事業でございまして。

そうした取り組みの中で、これは、なぜトンネル予算でしかできないのかということ  
でございまして、その点についてお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 総合窓口の関係で、相談窓口とか、そういった部分での配慮ということ  
でございまして。当然、このワンストップ、総合窓口の関係を考えていく上で、住民の方々の、特に福祉の関係につきましても相談というものが非常に重要な仕事の中身にもなってくる部分でございまして、具体的に言いますと、生活保護ですとか、そういったことがあるわけ  
でございまして、スペース的な関係もあるわけ  
でございまして、す

べてに対応が可能かというのはなかなか厳しいものもあろうかというふうに思います。

今回、プロポーザル的に業者の方々に御意見をいただいて、そういった中で、入札によりまして、また、経費的なものも確定していくということでございます。まだまだその内容によって金額的に幾らぐらいになるかということは詳細にわかりませんが、今、議員おっしゃられますようなことを当然配慮していかなければならない項目の一つであるということの認識はしているところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（池田久男君） 消防長。

○消防長（近藤 弘君） それでは、先ほどお尋ねいただきました再任用等々のことはどうかということでありまして、人事の関係でありますので、総務等々連絡はとります。消防につきましても、再任用制度は考えてはおります。救急の熟練者あるいは予防、通信、この三つをとりましても、今までの経験が生かされるような体制は考えております。他の部門におきましても再任用制度はとっておりますので、再任用ですと定年以後でありますので、定年になられた方々の能力を生かしたいと思っております。人数不足等々もあわせまして、消防の現況状況もあわせまして、再任用は人事部局と相談して前向きにやっっていこうと消防のほうとしては思っております。

以上です。

○議長（池田久男君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 町民会館の測量関係の700万円でございますが、議員が申された借地の状況は御提出させていただきました資料のとおりでございますが、ここの補正とは若干内容が異なるわけでありまして、特に、この町民会館の駐車場用地については、現況公図では、ここに現況の認定道路が入っているわけですが、ここの表示を落とし込むという今回の作業が測量作業委託ということで700万円を計上したものでございます。借地につきましても、当然のことながら、解消に向けて努力していくということでございます。

次に、地域の芸術環境づくりの補助事業がなぜトンネルでしかできないかということでありまして、これは、議員も御承知のとおり、平成20年だったと思っておりますが、地域創造という事業がございまして、ここでも話題になったわけですが、直接その団体に交付したためにいろいろな支障が出たということであって、これは必ず市町村を通して交付することにしなさいというようなことで、県のほうを通じて指導があったと。以後のものについては、町を通して事業主体団体のほうに交付ということになった次第でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 総合窓口の関係でございますけれども、せっかくこの入札方式で設計について委託をしていくなれば、やはりこれは、一つのワンストップサービスのためだけの総合窓口にとどまらず、1階の動線、非常に狭うございますので、そういう中で、例えば、役場のロビーのソファがぎゅうぎゅうに詰まっていますなかなか利用しづらい、だれもが座りたくなくなるようもう少し考えて、住民が使いやすいものにしていく、そういうものにすべきではなかろうかなというふうに思うわけでありまして。そうすれば、むだなものを省いて、そして、プライバシーも十分保護できる、そういう一つの1階フ

ロア全体の計画まで含めたものにすれば、改めてやり直さなければならないというものでありますので、そういうものに考えられないかということでございます。再度お尋ねしたいというふうに思います。

今回は、総合窓口だけにとどまるならば、あの全体の取り組みはどうなるのかということでございますが、その点についてお聞かせいただきたいと思っております。

消防職員の嘱託員についてでございますけれども、これは消防職員にとどまらず、やはり町の職員全体にかかわる問題でございます。とかく、今、定年前に1年残し、あるいは2年残しで、肩たたきで退職をします。こういうことが恒常的に行われてきました。1年残しで退職された方については職場が保障はされている。ところが定年で退職をするとその道がないというようなことで、今、特にこれは公務員にとどまらず、いろいろな企業におきましても、年金の支給年齢に引き上げに伴って、再雇用の場というものが問題になってきております。これは、やはりここの職場においても考えていくべきではなかろうというふうに思います。それを制度化したものが再任用制度でございます。

ところが幸田町では、こうしたものが実際には条例化してもとられていない実態がございます。やはりその再任用の職員は定数に入るということからすれば、これが見送られてきた経過がございますけれども、しかしながら、今、公務員の定年退職が引き上げられてくる、こういう問題も国会の中でも審議をされている状況の中で、やはりこの消防嘱託員のことをきっかけに考えていくべきではなかろうかというふうに思いますので、その点については町長にお聞かせいただきたいというふうに思います。

それから、やはりこの消防嘱託員、これが必要であるならば、なぜこれは当初から予定に立てなかったのか、この点についてもお聞かせいただきたいというふうに思います。

次に、町民会館等の借地についてでございますけれども、敗訴をしたことをきっかけに用地測量も行っていく。そういう中で、立ち会い等も含めて、地権者のいろいろな理解を求めながら、これは借地解消に努めていく、こういうことに取り組まれる意思は持たれているというふうに思いますが、肝心のこの借地をされた地権者の方はどのようなお考えなのか。全く気がないのか、それとも今回の敗訴を受けて、どのような考え方に立たれてきたのかという、その点については、感触としてはどのようなものがあるか、お尋ねしたいと思っております。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 来庁いただくお客様方に対しまして、気持ちよく窓口での御要望の業務を受けていただくというようなことのためにも、気持ちのいいソファールとか、そういった環境というものも整えていくべきという御提言でございますが、先ほども申し上げましたが、当然スペース的には限りがございますが、可能な限り、そういったところにも配慮していかなければならないと思っております。工期的には長くはとれませんで、その辺に限界というものも若干あるわけでございますが、少しでもよりよいものを考えてまいりたいというふうに考えております。

○議長（池田久男君） 消防長。

○消防長（近藤 弘君） 議員の御質問の当初になぜ入れなかったかという御質問でございます。

本年度、採用にありましては新規で4名をいただきまして、定員でございます。描いていたのが、この教育の段階で、前半と後半で消防学校の入校が大体決まってくるわけでございますが、今年度につきましては前半に1人、後半に3人と救命士も後半の部分に入ったということで、この10月、後半の部分について職員がかなり不足してくる状況がありました。本来は当初に上げて事を進めていくべきでありましたが、現況、後半に集中したという面もございまして、急遽、この9月議会においてお願いするものであります。よろしくお願ひいたします。

○議長（池田久男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 消防に関連いたしまして、職員の採用等々で再任用の面でございます。

消防につきましては、今から5年の間に12人、今まで消防を創設して以来入ってきた人たちが定年退職を迎える。それについて、その長年培ったその技術というものをすぐにも新しい職員に切りかえることができるかといったら、そういうわけにいかないわけでありまして、新規の職員は、消防学校へ入って最低1年半は本当に実践に出て消防業務を行うことには非常に無理があるといえますか、1年半、やっとなんとか消防士の卵ができたというぐらいのものでございまして、その12人というのがリタイアしていくということに関しましても、私のほうは消防職員を10年計画で年度別にふやしていこうということで、今、消防の10カ年計画の中に盛り込んであるかと思っております。

それを踏まえて、その退職者を有効に力を出してもらおうということでの再任用。再任用といいますと、先ほど丸山議員おっしゃったように、定数条例の中に入れなければいけない、そういう問題があって、そうしますと、年寄りばかりを定数の中に盛り込んで若い人が採用できないのではないかということになってきますので、短期間再任用というような形でやっっていこうと思っております。今後はそれは一般職にも同じことございまして、それも今、総務当局のほうで検討しながらやっっていきたいなというふうに思っております。消防につきましては、一般職につきましても、再任用につきましては65歳の定年制が前国会でも破棄されてしまったというか、わけがわからなくなってしまいましたので、新たにまた取り組むように私のほうも検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（池田久男君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 地権者の方々のお考え方ということではありますが、現在でも従来から借地解消に向けて、毎年地権者の方を訪問いたしまして意向を確認するなど地道にやっております。今後とも借地解消に向けて取り組んでいくところでございます。

そして、今回の補正を受けまして、地権者の方への説明会というのを今後予定して、要は、そこで実情をお話しして、借地の解消にも当然努めてまいりたいと、このように考えております。

○議長（池田久男君） 以上で、13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午前10時54分

---

○議長（池田久男君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、6番、都築一三君の質疑を許します。

6番、都築一三君。

○6番（都築一三君） 私は、この固定資産評価申出決定取消の控訴事件について、お尋ねをいたします。

この事件は、地権者が私の地元でございまして、大変残念な事件でございます。7月2日付で、判決後の対応として、「裁判所の判決の趣旨に沿って対応していく」が発表され、大変な思いをしてこの件に臨まれたのは理解しておりますが、名古屋地方裁判所と高等裁判所との二度にわたる裁判で訴訟費用に幾らかかり、このような案件がまだ4件ほどあると聞いておりますが、今後の対策、交渉の状況、どのような経過なのか、聞かせていただきたい。

また、このような事件を起こさないための対策等々をされているのか、お尋ねいたします。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 今回の固定資産評価審査申出取消請求事件の関係でございますが、その経費につきましては、これは町のほうの弁護士費用ということでございますが、まず1審の関係につきましては22年度予算で執行させていただきましたが、31万5,000円、これは着手金でございます。

それから、第2審の関係でございますが、こちらにつきましては23年度予算ということでございます。ただ、弁護士が1人ふえましたので、その関係もございまして64万660円の着手金となっております。合計95万5,660円という経費を要しているところでございます。

今後の対応でございますけれども、今、御指摘のとおり、現在、ほかのものも争っている部分もあるわけでございますが、こちらについては、まだ状況的にはどちらがどうこうということより、私どもとしては、とにかく私どものほうの訴えを認めていただくように、今、努力をさせていただいているということでございます。

今後のこういった問題を起こさないための対応ということでございますが、やはりこういった事案というものは、それぞれがほんのちょっとしたボタンのかけ違いとか考え方の違いによって、また、お互いの理解が得られなくなるというようなこともございます。日ごろから住民の方々と接する場合に、御理解いただけるような親切な対応というものはず心がけていかなければならない。また、制度的な部分も複雑な部分があるわけでございますが、そういったことに対しての問題を説明し理解していただく。また、場合によっては、最近ですと、いろいろな方がお見えになります。言葉として言っているかわかりませんが、行政の考え方に対する違いというものを御意見として述べられる方もあるわけでございますが、これらの方についても、やはり親身になって、一つ一つを御理解いただけるような努力が必要ではないか。そのための職員の能力というものをアップしていかなければならないというようなことを考えているところでございます。

○議長（池田久男君） 6番、都築一三君の質疑は終わりました。

次に、1番、中根秋男君の質疑を許します。

○1番（中根秋男君） 私のほうからは、歳出の45款15項25目道路新設改良事業と道路整備事業の施工地区のことについて、お伺いをいたします。

どこの地区をやられるのか、教えていただきたいと。

それから、舗装改良工事ですけれども、これについて、浸透舗装をするのかどうかもお聞きいたします。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 土木予算のまず道路新設改良事業ですが、工事箇所につきましては、坂崎野場1号線、旧の幡岡農道と桐山深溝1号線、旧幸田南部農道でございます。これは大型車両とか交通量が非常に多くなりまして、当初の設計が農道構造でありますので、今度は町道構造の改良に耐えるものにいたします。

それから、道路整備事業というのは町内の生活道の舗装とか側溝の整備で、住環境の改善を図るものということでございます。施工箇所は、毎年、地元行政区から要望をいただきまして、それに基づいて箇所を決めてございます。

舗装について、浸透性舗装はしないのかということですが、今回、舗装には浸透性とか排水性、保水性ということで、相見駅の西駐車場の舗装のときにもいろいろ答弁しましたが、基本的には道路の場合には排水性舗装というような形で行います。ちなみに、そういう道路の排水性舗装は高速道路とか幹線道路に使うものですから、町内ですと名豊道路の舗装がそういう形になっています。したがって、今回の町道については、まだそこまで交通量等っていないということと、両側に排水処理する側溝がないということで、排水性舗装については採用いたしません。

以上です。

○議長（池田久男君） 1番、中根君。

○1番（中根秋男君） わかりました。

それで、普通の舗装と浸透舗装と価格的なものですが、平米当たり幾らぐらいかかるものですか、教えていただきたいと思えます。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 一般舗装と排水性舗装の単価比較で、比較は合材の部分とそれの補設費でいきますと、排水性舗装が1,850円、一般舗装が1,450円という平米当たり単価でございますので、差額としては400円ということですが。

以上です。

○議長（池田久男君） 1番、中根君。

○1番（中根秋男君） わかりました。

続きまして、歳出の45款15項35目交通安全施設整備事業の、これも同じことなのですが、施工地区についてお聞かせを願いたい。

それと、その内容なのですが、グリーンベルトをやるのか、ガードレールでいくのか、点字ブロックでやるのか、そこら辺のこともお聞かせを願いたいと思えます。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 交通安全施設整備事業の施工箇所でございますが、実は平成23年の9月に建設部の職員によって幹線1・2級町道、36路線ありますが、非常に年月がたちまして区画線の設置状況が悪いということで、その調査をしました。結果、復旧が必要な路線は22路線ということでございます。概算事業費が2,000万円ということで、今回、そういう過程もありまして、復旧については当初予算で500万円ですが、残りあと1,000万円を追加計上するということでございます。

それから、内容でございますが、内容については、幹線町道の側線とかセンターラインが主で、道路面で横断歩道とか、横断歩道の表示、菱形とか大分消えていますので、そういうものを表示します。

なお、グリーンベルトについては、別予算、当初の段階で、もう現在、施工済みでございますので、よろしくお願いします。

○議長（池田久男君） 1番、中根君。

○1番（中根秋男君） 今、センターラインをやられるとか聞いたわけですけども、ついでこの間の中日新聞に表示のことで公安委員会と各市町村との管轄の違いということが載っておりました。これについて、幸田町についてはそういったことはあるのかなのか、教えていただきたいと思えます。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 夕刊に載っていたということで承知してはいますが、基本的には公安委員会が行います規制ですね、そういうものについてはすべて公安委員会で行うということです。だから、停止線とかとまれ表示等は公安委員会。そうすると、現在、カラー舗装等がございますが、そういうものも実際は協議して公安委員会で行うのですが、現実、県のそういう安全対策は追いついていかない。町内では地元要望が最近特に多くなっております。それで、町としては、そういうのも今、単独でやっという姿勢で、交通安全防止に心がけるという状況でございます。

なお、交通安全のそういう規制で公安委員会が設置したもので見えなくなっているというのは、本当は県の公安委員会が施行するのですが、基本的には、そういう見えなくなっているものは自治体でも施行していいという現在の協議段階で、若干そこら辺が正式というとは正式ではないのですが、実際、安全面を最優先するという点で、町のほうで施行をしているという状況です。

○議長（池田久男君） 以上で、1番、中根秋男君の質疑は終わりました。

次に、9番、水野千代子君の質疑を許します。

9番、水野千代子君。

○9番（水野千代子君） 総合窓口の設計委託費150万円についてお伺いいたします。

これは、町長公約の一つでありますワンストップ窓口でございます。設置場所でございますが、1階フロアということで、詳細については設計委託後に詳細がわかるということでございました。

業務内容でございますが、業務内容は、住民の利用の多い窓口を中心にとということで、住民票とか戸籍謄本・抄本や証明書、印鑑登録、住基カード等が言われたところでございますが、他市町では総合窓口といいますと、こういうもののほかに、あと納税関係だ

とか年金関係、また、福祉の手続等も総合窓口に入っている総合窓口もございますが、そういうことは今後考えていかれるのかどうかということをお伺いしたいというふうに思います。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 窓口のほうに福祉、税関係というような、相談窓口も対応するようという御意見でございますが、当然こういった関係についても、可能な限り一つの総合窓口の中で対応できるものについては対応していく。ただ、税額だとか、そういった個人のプライバシーにかかわるとかというようなことになると、若干その辺については疑義のあるところかと思いますが、今、お話がありましたように、とにかく1階の部分について、いかに集約をしていけるどうか、その辺について考えていきたいということでございます。よろしく願いいたします。

○議長（池田久男君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 事業内容については、可能な限り今後考えていくということでございました。以前の本会議の中でも答弁ございました。総合窓口の設置に当たって、先進地を視察して内容等を研究したいということをお伺いされたことがございますが、先進地というのは視察をされたのかされないのか、また、今後行かれる予定があるのか。あったらこの自治体へ行かれたのかということをお伺いしたいというふうに思います。

○議長（池田久男君） 総務部次長兼総務課長。

○総務部次長兼総務課長（大竹広行君） こちらにつきましては、昨年度、プロジェクトチームの中で、岩倉市、東海市、田原市、知多市、蒲郡市のほうへ視察に行っております。今年度におきましては名古屋市の東区役所のほうに視察に行きまして、それぞれどのようなワンストップサービスをやっているのか、あと、ハード的なものをどのような形で改修したのかというものについて視察に行っております。

以上でございます。

○議長（池田久男君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 近隣のさまざま、また、名古屋市のほうまで出かけて視察をされたということでございます。住民の皆さんが利用しやすいような総合窓口にしていきたいというふうに思うわけでありまして。

私は以前、こういう設計にあわせてキッズコーナーの設置をしてはどうかという意見を出させていただきました。そのときには、スペースも少ないし、なるべくスピーディーな窓口としたいから考えていないというようなことも言われたわけですが、やはり、キッズコーナーというのはスペースも少なくても済みますし、やはり、子供連れへの配慮をしていくことが、これは必要ではないかなというふうに思います。私もさまざまな自治体に視察に行かせていただいております。その中でも、やはりキッズコーナーを設けてある市町が本当にふえてきたなということは実感する一人でございます。その考え方をお聞かせいただきたいと思っております。

それから、フロアマネージャーの件についてお伺いをいたします。

住民の方々は、やはり総合窓口等が変わりますと、自分の動線、自分が利用したいところには迷うところでありまして。そういったときにフロアマネージャーがいてくれると

本当に助かるなというふうに思います。住民サービスの一つとしては、やはりフロアマネージャーも必要ではないかなというふうに思うわけではありますが、その辺の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） キッズコーナーと、それから、フロアマネージャーの関係でございますけれども、それぞれ今、議員おっしゃられましたように、キッズコーナーですと、やはりスペース的な問題だとか、他のお客様との関係もあろうかと思えます。

また、それから、フロアマネージャーにつきましては、やはりせっかくお越しになって戸惑っておられる方に声をかけて、うまく自分の御希望の窓口へ御案内するといったようなこともあるわけでございますけれども、そうすると全庁的な業務の内容というものを知っているような人が求められてくるというようなこともございます。そういった人的な問題もいろいろありますけれども、こういった今回の設計委託の中でまたよくその辺については変えてまいりたいというふうに思っております。

○議長（池田久男君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） ぜひとも総合の窓口とあわせまして、住民サービスの一つでありますので、しっかり検討していただきたいというふうに思います。

それから、総合窓口の設置に当たりまして、住民の周知はどのような形で周知をされていかれるのか、お聞かせください。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） まだ具体的にということではございませんけれども、これから設計委託をいたしまして具体化をしていく。そうすると、いつごろ工事をやるのかというような問題も出てこようかと思えます。それについては、来庁される方にやはり御迷惑がかかってはいけないということもございますので、その辺を早急に詰めまして、広報なり、またホームページなり、また、場合によっては回覧等を考えながら、住民の方々に周知をしてまいりたいというふうに思います。

○議長（池田久男君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 次に、企業立地推進事業345万8,000円についてお伺いをいたします。

今回、さまざまな形で金額的には細かく補正が組まれているところでございますが、まず、企業立地マスタープランの策定委員の人選と人数についてをお伺いいたします。

それから、この中で、懇話会、旅費、研修負担金など、それぞれ本当に細かく出ているわけではありますが、旅費はどここの市町に行くのかとか、また、研修負担金はどういうものなのかという内容的なことをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） マスタープラン策定委員の人数、また、人選についてということでございますが、県のほうの、例えば西三河県民事務所、町内でいきますと、区長会、商工会、企業集団連絡協議会、農業委員会、また、土地改良区ですとか環境審議会、その他学識経験者の方々も含めまして、全体で10名程度を今、予定をいたしているところでございます。

それから、その旅費ですとか研修負担金といったものの詳細でございますが、行政と町内の企業が意見交換をして、企業のニーズを把握していく情報交換の場ということで、それを生かして、その中に生まれた意見というものを生かしながら新産業へつなげていくという企業情報懇話会なるものを設けていきたいというようなことも思っているわけでございますけれども、こうした懇話会での講演をお願いする方、こういった方についての講師謝金、それから、企業や大学、また研究機関などですとか、企業で行っておられますセミナー、企業立地に関するものがございますけれども、そういったものへの旅費、企業立地のマスタープラン策定委託業務の関係についての、この策定業務の委託料、これまで社会にいろいろな取り組みをなされまして偉業を達成されておられる、自分自身が取り組みをなされていろいろな経験を持っておられる科学者、技術者といった方々の講演会を開催することに対する委託料について予算措置をさせていただいているところでございます。その他、フォーラムへの参加負担金、こういったものも今回の補正の中で計上させていただいているということでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（池田久男君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 今回、本当にさまざまな細かい予算措置がなされているところでございますが、しっかりとしたその成果を上げていただきたいなというふうに思っております。

次に、土木費の5,139万3,000円についてお伺いをいたします。

道路新設改良事業の内容説明でございますが、ただいま内容はお聞かせを願いました。それは道路新設改良工事の工事請負費の施工箇所については、今言われました坂崎野場と桐山深溝の1号線であることはわかりました。

それでは、土木費の新設改良事業の道路用地購入費320万円と物件移転補償費230万円の内容をお聞かせください。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 用地購入費の320万円ですが、これは、岩堀区と芦谷区の2路線の生活道において、両サイドが広がってしまっていて、たまたまこの家のところだけが狭い区間、約17メートル前後ですが、その方たちが家を建てかえるということで、それとあわせて用地の承諾が得られないかという交渉をする中で、地主さんも御協力をしていただいたということで、今回、新たに道路用地の購入をするものでございます。

それから、補償費につきましては、国の事業で今進めています野場横落線の野場地内でございますが、その立木補償の本数がふえたということと、県費補助で進めています鷺取菱池寺西1号線、これは鷺田地内でございますが、そこも同じく立木、工作物等がふえた。いずれにしても、現地精査をしまして、こういう増加をするというような状況でございます。

○議長（池田久男君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 購入費は2カ所、生活道路ということで、補償費については、国とか県の事業の補償ということで、2カ所ということでお伺いをいたしました。

次に、交通安全施設整備事業についての内容でございますが、先ほどもありました幹

線1・2級町道の区画線の普及をすることということでございましたが、普及をする必要のある全延長はどのぐらいあるのか、また、今年度での普及済み延長はどれだけかということをお伺いしたいと思います。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 先ほどは幹線1・2級町道の路線数を申し上げましたが、復旧区画線の全体延長でございますが、中央線が約5,800メートル、側線等、表示等も入っていますが、これは3万2,000メートルということで、全体で3万7,800メートル、約37.8キロメートルでございます。今年度としましては、中央線の約5,800メートルと側線等約2万1,000メートルということで、全体では2万6,800メートル、26.8キロメートルでございます。そうしますと、残りが約1万1,000メートル、11キロメートルでございますが、これについては来年度予算で何とか対応すれば、幹線1・2級町道のセンターライン、側線、それから、路面表示等については一応完成するという状況でございます。

○議長（池田久男君） 以上で、9番、水野千代子君の質疑は終わります。

以上で、第40号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第41号議案の質疑を行います。

まず、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） この議案もそうですが、定例会に提出をされる議案すべからくに共通するのが、議案説明会ですよね、説明会と銘打った会議でありながら、その実態は何なのか。議案書を読み、予算書を読む。朗読会です。説明会であれば、朗読とあわせて、この予算はこうこうしかじかというのが当たり前でしょう。この説明会は、町長を先頭にして、各担当部長がおやりになる。前々から申し上げてきているわけですよ。説明会であって朗読会ではない。だから、こういう質疑通告が出るわけですよ。

この41号の土地取得特別会計の補正予算、財産の売払収入という形で出ております。財産の売払収入は土地取得特別会計が所有をしていた土地は横落の郷前地区だという説明でありますけれども、1,815万6,000円売り払うよと、こういうことですが、ただそれだけではなくて、どういう名目で取得し、どこへ、だれがという形で売ることなのか。これは最低限必要な議案の説明の内容だというふうに思うわけですが、まず説明がいただきたい。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 議案の説明につきまして至らない点がありましたことにつきましては、おわびを申し上げたいと思います。

今回のこの内容につきましては、町営深溝住宅の借地解消を図ることが主目的でございますので、その代替地として町の保有地を対象者に対しまして売り払うものでございます。懸案となっております深溝住宅の借地494平方メートル、これを3,805万円で購入いたしまして、その経費を持って横落の幸田郷前土地区画整理地内の土地214平米、単価といたしましては8万4,800円かというようになりますが、合計で1,815万6,000円で売り払うということでございます。よろしく願いいたします。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） この土地の所在地、いわゆるこの特別会計が所有している所在地が横落の郷前地区。しかもそれは郷前地区の区画整理地内における土地の所有だと、こういうことですよ。郷前地区は公共施行ではないですよ。区画整理組合の施行による。その区画整理組合の施行による区域の中の土地所有というのは、幸田町がどういう形で所有してきましたか。何か目的があったからこそ区画整理地内の土地を買われたはずなのです。それはどういうことですか。幸田町が事業主体である事業なら、それはいいですよ。組合施行が事業主体である区画整理事業、横落郷前地区の区画整理事業の中に幸田町が土地を所有する。いわゆる保留地ですよ。幸田町が従前からそこに土地を持っていたということではない。保留地を幸田町が取得した。取得したからには取得の理由がある。それをもってきて、今度は深溝町営住宅の借地解消のために地権者の協力も得て、この郷前地区の土地を処分して、その代替えに充てようと、こういう内容であります。それはそれで結構です。しかし、従前から郷前地区の区画整理地内に幸田町が所有していた土地はどのような経過で所有をしてきたのか、説明がいただきたい。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 郷前土地区画整理の中の土地ですが、個人の方から従前に買ひまして、岩堀線というのが郷前区画整理の南側に計画をされまして、将来的には、その代替地ということで、普通財産として購入をしたものでございます。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 岩堀線というのは、もう実現見通しのない道線でしょう。幸田中学校の校庭の真ん中をぶち抜いて、新池の端っこに道路をつくって、そういうのは確かに絵はかいたわけです。絵をかいて、そこら辺の関係も含めた点からいけば、岩堀のある地権者ではないけれども、役場前の三叉路の変則交差点、あそこをどうしてやろうかと言ったら、「インターチェンジをつくらなかったら、もう何ともならない」と。こういう絵をかいて、わあわあ、わあわあ言ってやってきたわけです。当初から、この岩堀線というのは実現がないし、横落の幸田中学校をぶち抜いて、荻に接点を求めて248につないでいくと、こういう岩堀線でしょう。それを、たまたまいい話があったから、こんなものはいつまで持ってもいけないということは、あなた方が処分したということは、基本的に都市計画決定をした岩堀線は、もうあきらめましたよという結論を出されたということです。そうですね。そうですね。岩堀線の用地取得だということで先行取得をされたわけです。先行取得した岩堀線の用地をもう売り払ってしまうということは、あなた方自身が、言外に、もう岩堀線の計画はもうないと。それではメンツもないから、起終点も変えればいいいわけです。起点は新駅の東、終点は生平線と。その向こうへ行けば、横落の集落の中をぶった切っていかなければいけない。延長わずか100メートルそこそこが岩堀線の街路ということになりかねないわけですが、そんな話はどんどん広げていけば幾らでもいける。

要は、あなた方の処分したその内容としては、岩堀線の都市計画決定については、もう実現の見通しはないと、こういう結論に至ったから、幸田町が所有をしている、土地取得会計が所有している土地を処分したと、こういう理解でよろしいですな。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 当然、それが郷前においては取得が平成10年ころの取得です。郷前というのは岩堀線と当然隣接する。区画整理事業も都市計画事業ということでは、そういう事業調整をするなら、代替地ということで確保すべきだというのがその当時の状況です。その後、当然、議員言われましたように、岩堀線という役場の前の交差点から248号まで行く東西を結ぶ主要交通ということで、事業を進めるべき道路だということで都市計画決定がされていると。

当面、郷前の区画整理内は当然広がっているということは桜坂とあわせて知ってみえると思うのですが、やはり起点・終点が公共施設の配置、中学校の配置、それから、生平幸田線より248号は変電所があり、その区画を斜めに横切っているということで、残置利用が非常に難しいという現実がございます。それで、都市計画上、この事業をあきらめたということですが、これについては、都市計画決定は生きていますが、実は、事業の見通しについては、正直、今のところ出ていないという状況です。しかしながら、都市計画決定をあきらめるということではなく、現実として、郷前の用地と、それから、深溝住宅の借地とかんがみ、現時点では深溝住宅の借地解消のために、相手の方が、この郷前の土地がいいということであれば、それを優先したという結果でございます。

○議長（池田久男君） 以上で、14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

次に、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山千代子君。

○13番（丸山千代子君） 決算書に街路岩堀線代替地で都市計画が持っている土地がございます。この土地につきまして214平方メートルを深溝住宅の借地権解消に充てたよということでございますけれども、この金額でございます。売り払いが1,815万6,000円ですが、この取得会計で持っているのは2,033万2,850円という金額でございますけれども、この差はどうなるのでしょうか。

○議長（池田久男君） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） この平米単価等のこの差でございますけれども、深溝につきましては、地目が田んぼでございます。横落につきましては宅地ということの評価がございます。そのほか面積的な部分も当然あるわけでございますが、基本的にはそういったような考え方かというふうに思っております。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） どういうことですか。要するに横落の土地の単価、これは市街化区域でございますので、当然土地の価値というものは高いと。一方、深溝住宅のほうでいえば、この494平方メートルの土地については田んぼだったということで、その辺の価格調整がなされたということなのかどうなのかということでございますが、そこで納得できないのは、これは取得会計では2,033万2,850円、これは換地後の部分でありますので、平成10年11月27日にこれは取得をしている分でございます。現在面積が214.13平方メートルということで、これは土地取得特別会計保有土地調書にも載ってきておりますが、この部分だということで私も計算をしてみましたけれども、これで例えば売り払いをしたわけでございますが、この差額が217万6,850円減になるわけですね。これはど

なるのかと。損をしたのかということでございますけれども、この辺は道理が合わない  
ではなかろうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） この関係につきましては、平成10年11月に取得価格が時点修正  
率89.3%でございますが、その総額評価を時点修正によりまして、こういった単価にな  
ったということでございます。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 修正単価はされていないではないですか。ですから、23年度の成  
果の説明書の127ページに載っているのですよ。この載っているのが、幸田町のこれは  
財産ですよ。財産2,033万2,850円、これは決算の中に出てきているのですね。ですから、  
幸田町の財産、横落の土地がその分が残高として残っているよ。ところが今年度は  
1,815万6,000円で売り払ったよと。では、これは損をしたということですよ。この辺  
のところはどうなるのですかということをお聞きしておりますので、きちんとした答弁  
をいただきたいというふうに思います。

それで、この深溝住宅の借地を解消するために494平方メートルを3,805万円で購入し、  
そして、その地権者に対しては横落の土地を1,815万6,000円で売り払ったよと。要する  
に、こういう精算はどのような精算のもとになされたのかということでございます。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 施策の成果に載っております土地取得特別会計保有土地調書の  
金額でございますけれども、これは、あくまでも取得時の面積、こういったものにもた  
れました金額を計上させていただいているということでございます。これを処分するに  
つきましては、今申し上げましたように、その時点におきます時点修正を加えまして処  
分をさせていただくといった形になろうかというふうに思っております。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 深溝住宅の借地の方との経過でございますが、議員言われます  
ように、地目が田んぼで494平方メートルの3,800万円に対して、売り払いが横落の  
1,815万6,000円ということで、地主さんには、こういう数字的には同じような土地の代  
替えでお金は払わないという方法もありますし、それから、たくさん土地をそういう事  
業によって買って、その一部を充てるという買い方もあります。逆に替地の予算が不足  
して出すという方法もありますが、今回、深溝住宅には地権者は3名の方がみえて、相  
続関係もありまして、平成20年ごろから、その3名の方のうち、通常でいくと3分の1  
ですか、そういう方の1人が土地をお求めになるということもあって、今回、すべてが  
替地ではないという状況もありまして、やっと合意が得られたという経過で、このよ  
うな形になったということです。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この横落の街路岩堀線で持っている土地につきましては、これは、  
時点修正のもとで売り払いをしたよというふうにおっしゃられたわけでございますけれ  
ども、これは売買実例に基づいて売り払いをしたのか、どのような鑑定結果で売り払い  
をしたのか、お答えいただきたいと思います。

○議長（池田久男君） 答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） これは、通常は公共事業でいいます用地単価の決定でございます。今回のように平成10年のものが平成24年ということで、当然、用地単価上、10年当時は非常に高い状況ですが、そういうのを修正するというので、近隣の売買実例をもとに、実勢価格を見ながら修正をして、現在のこの単価が決定をされたということです。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） つい最近、県道の地蔵堂のところの角地を売り払いされました。その角地の単価もそうでありませうけれども、やはりこうした売り払いに当たっての単価というものが、例えば、住民にとっては安ければ安いほうが結構ですけれども、しかしながら町の財産であります。これは、やはり売り払いに当たっては慎重にやっていくべきではなかろうかというふうに思うわけであります。

そこで、お聞きをしたいわけでありませうけれども、事点修正に基づいてやったというならば、この損をした217万6,850円はどうするのですかということでございます。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 地蔵堂のあの県道のところは、逆に、町の保留地を隣の方に売ったということで、実は、隣の土地を買うときの単価より町は安く買いました。というのは、土地が下がっている段階ですので、県道用地の単価より数年後ですので下げた単価ということで、これも単価事情にあわせた是正で、地主さんでいえば安く買いたいという中ですが、町としては、全然それは下げずに対応していったということで、あと217万円ですが、これも実際、売り買いの中では減額ということで、非常に財産上では厳しいということでございますが、ただ、借地解消の面から見れば、その代償としては、深溝住宅は実は昭和61年から26年間、今ずっと借地をしています。この総額が1,900万円程度になるということで、そういう点でいけば、借地というのは永久末代つながるということも考えられます。この217万円、現時点では減額ということになります。将来の永久借地を考えれば、すべて回収には至らないのですが、町の財産として、町の建物が建っているところの借地解消ができるという点で御理解願いたいというふうに思います。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） ですから、このように会計上の操作としては、この減額、時点修正とおっしゃいましたので、これは、決算の中ではどのようにあらわれてくるのかということでございますが、要するに、会計上の操作はどうなるのか。ただ、持っている土地はこれだけの値打ちの土地を持っている。だけれども売ったときにはこれだけだったから、この特別会計の中の処理だけで終わると、こういう問題でよしということでございますか。損しただけだということですか。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） いろいろなそういう今管理している土地があると思うのですが、その時点、時点でそういうマイナスになったり、かつプラスになったりということがありますので、やはり会計上で明記というのはなかなかしていませんが、この減

額になるとか、ならないというのは、その実行したときに明らかにされるということに限るのではないかと。

こういうのも常に回収できるものではないものですから、そのときのちょうどタイミング、相手方の合意、そういうのがあってできるものですから、想定もできないという点もありますので、計画とか、そういうことはできないということで、常々の実行の中で判断をせざるを得ないというふうに思っています。

○議長（池田久男君） 以上で、13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

ここで、途中ではありますが、昼食のため休憩といたします。

午後は、1時より会議を開きます。

休憩 午前11時52分

---

再開 午後1時00分

○議長（池田久男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、1番、中根秋男君の質疑を許します。

1番、中根君。

○1番（中根秋男君） 私は、伊藤議員、丸山議員が十分質問されまして、私も十分説明を受けましたので、この質問に対して取り下げます。

失礼します。

○議長（池田久男君） 以上で、1番、中根秋男君の質疑は終わりました。

以上で、第41号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第42号議案の質疑を行います。

14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤宗次君。

○14番（伊藤宗次君） この議案も、朗読をもって説明となすと、こういう形の中で質疑通告をするのは極めて残念だというふうに思うわけですが、要は1点。こうした形の中で益金をどういうふうな形で処理をされて、現在高はどうなのか、こういうことではありません。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊藤光幸君） 国民健康保険財政調整基金の状況でございます。

平成23年度の末で基金残高が718万4,816円となっております。今回、補正をお願いするわけございまして、補正の金額すべてを積み立てたものと仮定いたしますと、この金額は2,978万4,816円となるものでございます。

○議長（池田久男君） 以上で、14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第42号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第43号議案の質疑を行います。

本件は、通告なしであります。

以上で、第43号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第44号議案の質疑を行います。

14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤宗次君。

○14番（伊藤宗次君） これも42号議案と同様の内容であります。そういうこととあわせて、この歳出の諸支出金の関係の返還金という内容は、不正請求との絡みがどんな形で出てきているのか、説明がいただきたい。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊藤光幸君） 介護保険特別会計でございます。これにつきましては、介護給付費の準備基金積立金でございます。平成23年度末の基金の残高が1億2,464万784円となっております。これに、今回お願いしております補正の内容、これについては、基金に関しては増減があるわけでございますが、これをすべて入れまして、すべてが予算どおりに積み立てられるものと仮定をいたしますと、積立額といたしましては1,066万5,000円ふえ、24年度予算上、すべてこの額どおりに執行されるものとしたしまして、残高が1億3,530万5,000円となるわけでございます。

不正請求との絡みでは、今回の補正は関連はしておりません。

よろしく願いいたします。

○議長（池田久男君） 以上で、14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第44号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第45号議案、第46号議案、第47号議案の質疑を行います。

本件は、通告なしであります。

以上で、第45号議案、第46号議案、第47号議案の質疑を打ち切ります。

次に、認定議案第1号の質疑を行います。

まず、5番、中根久治君の質疑を許します。

5番、中根久治君。

○5番（中根久治君） 認定第1のほうでございますが、幸田町一般会計歳入歳出決算認定でございます。その認定の成果の説明書の86ページ、幸田町観光協会への補助金という部分について、関連しての質問でございます。三ヶ根駅前西口に観光協会の観光案内板というのが設置されております。幸田町観光協会かなと思っておりましたら、よく見ると、そこは西尾市観光協会というふうに銘が打っておりますね。裏表とも西尾市観光協会が三ヶ根駅前が一番目立つところに看板を立てているわけでございます。この看板について、これはそもそもいつごろから始まって、どういう契約でなされているかについてお聞きしたいと思います。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） 三ヶ根駅西口の観光看板でございますけれども、設置当時の状況について、現時点では幾分不明確なもの等がございます。また、そういうこともございまして、町のほうの部分調べる、あるいは当の西尾市観光協会へも今月に入りまして確認等もしてきてございます。

まず、最近時のことでございますけれども、平成3年、この三ヶ根駅の駐輪場の設置工事を町で行いました。その当時、当の現西尾市観光協会、そして、町の観光案内板ともに西口でも向って西のほうにございます。しかし、駐輪場の屋根つきの整備をすることで見にくくなるということがございまして、町の看板につきましては軌道に近

い幸田駅側に移動、それから、当の西尾市の観光協会の看板でございますが、現位置に設置されたということでございます。

なお、その後におきまして、平成3年以降、今日までに3回、看板の塗りかえが行われてございます。設置当時は現在の西尾市の観光協会ではございません。当時、幡豆観光協会の看板ということでございましたが、その後、23年の塗りかえ時に合併に伴います継承ということで、西尾市観光協会という名称に変わったということでございます。

時は現在でございますと四十数年たっているということでございまして、当時のものを調べるも、当時、どのような交わし等がされたということは確認をできませんでした。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 当時、どういう経緯でこれが設置されたかという契約についてわからないという話でございますが、要するに、幸田町の地にあるわけですから、当然、設置料とか、使用料とか、そういう料金が発生するような気がするのですけれども、幸田町にその収入があるのかないのかについてお願いをします。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） 町のほうに、この看板に伴う地代等が入ってございません。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 昭和42年でしたか、三ヶ根駅ができて、それからずっと、いつごろからその看板ができたかということも町も把握していないし、ずっとあるわけですよ。しかも、その設置料も町はもらっていない。当然、看板ですから、もう広告料も入りますよね。いろいろホテルの広告がついているわけですから、そういうものももらっていない。幸田町として、なぜ西尾市の看板が三ヶ根駅という観光地の拠点にずっと置いてあるのかと。そのことについてお願いします。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） 時は先ほど四十数年と申し上げましたが、当時を振り返ってまいりますと、昭和32年、三ヶ根のロープウエーが開業、そして33年、うさぎ島、猿ヶ島等の開園、さらには38年6月に三ヶ根山頂に展望台が開業したという状況もございまして、県内外から多くの方にも来ていただけるような観光施設、名所になったということでございます。さらには、42年の3月でございますけれども、三ヶ根駅が皆さんの念願のもと開業いたしまして、翌43年におきましてはスカイラインも開通したということでございます。これらアクセスも大変よいということも含めまして、観光に大勢の方がお見えになるということがございました。しかし、その当時の盛況な部分もあったわけでございますけれども、時が流れまして、現在は観光客数が減ってきてございます。

ただし、その当時の状況でございますけれども、三ヶ根駅設置につきましては、近隣市町から寄附金も多額にいただいております。隣の蒲郡市からは1,000万円、そして、それに次ぐ200万円という金額を幡豆町、そして、吉良、西尾、一色のほうからも寄附をいただいております。先ほども申し上げましたとおり、いろいろこの観光という部分では、三ヶ根駅を中心といたしまして、旧幡豆町、その施設等の利用もあるということで、それらのことを含めまして、これらの寄附がなされたというふうに思っております。観光の面では、この当時から幡豆町との連携が深くかわりがあったというような

こともあって、これらの看板等が設置されたのであろうというふうに思っている次第でございます。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 今の説明ですと、広告収入も、その使用料も全然何もしないで、契約もないと、そういう状態で今までも、これからもずっと貸し続けると。こういうことでもいいのかなど。なぜこの場所で質問しているかということ、幸田町観光協会または幸田町が当然設置すべき場所ですよ。幸田町の観光に利するもの、それが大事かと思うのですが、今はそうではないものですから、契約書もなしに、なぜ無料で、そのまま西尾市の観光に利するものをあそこにずっと置いておくのか。その部分が今の感覚でいいのかなということをおっしゃるので、もう一度、その辺の答弁をお願いします。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） 経過については、私どもが知る限りではそのような状況でございましたが、先ほども言いましたように、当時、観光、そして三ヶ根駅という結びつきが非常にあって、多額の寄附もいただいたということ等でそれらが設置されたのであろうというふうに推測しているわけでございます。

なお、この看板に伴います、先ほど言いました地代等をいただいていないということでございますけれども、やはり過去の経緯を踏まえまして、今日は西尾市の観光協会がこの看板の管理ということでございます。今月に入って西尾市の観光協会とも幾分、今日までの経過についてお知らせいただくとともに、今後のあり方についても今をスタートにいたしまして、どうしていこうかということも話をさせていただきました。

看板の今後のあり方でございますけれども、やはり西尾市の内容のみ現在触れられてございます。幸田にあるということ、確かに時の発端はいろいろ理由はあったと思えますけれども、時がたつてございます。やはり今日、そして、今後を考えますと、幸田の地にある、そして、三ヶ根駅の目の前にあるということで、できましたら幸田の観光協会、そして、看板の内容も幸田、あるいは西尾の観光地を含めまして御案内させていただけるような看板等に次回の塗りかえ等を含めまして協議をさせていただきたいということをおっしゃってございます。

そういう部分で、今後、書かれている宿泊施設等関係者もでございます。そういう部分とも調整は当然していかなければいけないと思えますが、やはり今日、時がたちまして、あり方として、今後は今申し上げたような格好で協議のほうの進め方をしていきたいと、かように思います。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 四十数年ずっと放ったらかしという部分があります。その間、西尾市は無料である幸田町の場所を借りていたわけですから、例えば、幸田駅と相見駅でそのようなことが起きるわけではないと思うわけですよ。その部分をよく考えてみると、例えば、相見駅に名古屋市の看板を無料でずっと設置するかなどということは考えられない話だと思っておりますので、その辺のところもよく考えて、西尾市と交渉を進めていただきたいと思いますと思っております。

その三ヶ根駅前をこれからどう整備するかということはいろいろ答弁をいただいております。

ります。そうすると、あの場所をどう活用するかというのは大きな問題なのですよね。具体的に言うと、今、三ヶ根駅前には公共の駐車場はございませんので、もし、あの場所を移動できるならば、あそこに少なくとも車2台分のスペースが浮くのです。それをずっと西尾市に無料で貸していることが問題だと思うものですから、そうすればそのところをもう一度考えてみると、町が真剣になって考えれば、幸田町の三ヶ根駅前の土地利用という部分で、ここはもう西尾市の既得権であると、そのような認識を持たれては困るものですから、一度その辺のところを十分に考えて西尾市と交渉をしていただきたいと思います。その点について、お願いします。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） 先ほども今後協議をとということを申し上げたわけでございます。その協議の内容には、やはり、今、議員もおっしゃられましたように、三ヶ根駅の周辺の整備ということも考えが出てまいります。そうした場合には、やはり現位置で、たとえ内容を変えているにしても、やはりそれなりに支障を与えてくるかと思えます。それにつきましては、今後の駅周辺の整備におきましては、当然移設等を含めた、できましたら文書を残しておくということを含めて協議を進めさせていただきたいと、かように思います。

○議長（池田久男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 三ヶ根駅西の関係につきましては、当時の三ヶ根発展協議会というのがあって、それにおいて行われていたわけでありまして。なぜ深溝駅とついていないのだ。なぜ三ヶ根駅とついていないのだ。要は、あそこは西浦・形原温泉街の入り口として三ヶ根駅というものを当時の方がつけたらと。ましてや三ヶ根山があるということにつけられたのだらうというふうに思っております。

それで、要は、あそこはPRの場所である。あの駅を大いに活用してくれというのがひとつのイメージで、そういう看板もつけられたというふうに思っております。

今後につきましては、今、部長がお答えしましたですけれども、調整は図りますけれども、今後さらに三ヶ根駅を利用いただくように、さらに調整を進めていきたいと、私はそう思っています。過去のことは私も余りよく承知しておりませんが、その看板の問題だけで論じてはいけないというふうに思っております。西尾との友好関係は今後とも一緒にやっていかなければいけない。お互いに西尾も発展し、幸田も発展するように、あの看板を有効に利用していきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 三ヶ根駅のできた当時のことから、その由来まで含めて、私も父親の代からよく知っておりますので、そのいきさつについても承知しておりますし、あの看板そのものが幡豆町の看板であったということの意味もよくわかっての話であります。ただ、駅前を開発していくのに、やはりあそこの位置で、あの状態ではいけないだろうし、ましてよその市のものが幸田町の中に無料であるということの意味が飲み込めないなど。一般町民が納得できない部分ではないかなと思いますので、お願いをしたいと思います。

次の話へ移ります。

次は、成果の説明書106ページの社会教育費の問題でございます。生涯学習推進事業についてであります。

成果の説明書を見ますと、家庭教育学級の実施回数が270回というふうに打ち込んでございます。これは平成21年と22年のこの成果の説明書を見ます、ともにその欄が、そのセルが35回でした。ことしになったら270回と、そういうふうに数字が急に変わっているわけですね。この変化について教えてください。

○議長（池田久男君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 教育学級の実施回数については、前年度までは各小学校の家庭教育学級数を記載しておりました。23年度実績におきましては、見直しをかけまして、家庭学級数の活動した実施回数をまとめて記載をさせていただきました。若干の説明不足がありましたことをおわびいたしたいと思っております。

また、22年度の同様の実施回数に換算いたしますと297回であります。よろしく願いいたします。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 去年までと数字が違うのに別の意味の数字をはめ込みましたという今の説明でございますが、こういう話が事前の説明もなく、議員に聞かれて初めて説明すると。そういうのは議会に対していかなものかなというふうに自分では思っております。議員は議員として、少なくとも、こういうところで質問する以上、資料を比較して検討してきますので、「こういう問題によくお気づきになりました」みたいな、そういう質疑になってはいけないと思うのです。事前説明があるわけですから、そこできちんと、こういう変化、大きく変化させた、考え方が変わったという部分はきちんと事前説明の中で説明をいただきたいというふうに自分では思っておりますので、そういうところの配慮が足りないなというふうに、この成果の説明書を見て思っております。我々はこの資料しかないわけですから、その辺のところをよろしく願います。

もう一個、同じことが成果の説明書112ページの保健体育施設費のところでございます。これも、「よくお気づきでした」というような内容の質問で嫌な話ですが、社会体育施設事業費の中の運動場維持管理委託業務というところに、弓道場の管理委託費がことしありませんね。去年まではあったと。これも、毎年説明されることですから、前年度とここを変えたよと、こうなったよということは事前に説明があつてほしい、そういうふうに思います。調べてみて、「ないな」と。こういうふうな、要するに成果の説明書の書き方とか事前の説明の仕方については疑問がありますので、ここの委託費が書いてないことについての理由を教えてください。

○議長（池田久男君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 生涯学習活動につきましては、先ほど申しました見直しをかけさせていただきましたが、その点の説明が足りなかったということでもあります。今後とも、その大きな数字が変わったものにつきましては、何らかの形で説明ができるような形に整えていきたいと、このように思っております。

次に、社会体育の運動場の関係でございますが、体育施設につきましては、運動場、

庭球場、弓道場であります。昨年までは運動場と弓道場を個別に記載しておりましたが、ことしにつきましては運動場等ということで、弓道場も総括をさせていただきまして記入をさせていただいたところであります。これにつきましても同様な考え方でありますので、そういったことで、説明についての十分なことができませんでした。今後とも十分配慮させていただきたいと、このように思います。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） それ以外にも、随分こういうふうに、「よくお気づきでした」というような内容な質疑になってしまうのでここでやめますが、来年からは、こういう説明をされる場合は、大きく変わったところについては、くどいようですが、きちんとした配慮をお願いしたいと思ひまして、終わります。

○議長（池田久男君） 以上で、5番、中根久治君の質疑は終わりました。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤宗次君。

○14番（伊藤宗次君） この決算を通して、では、町長は当初予算のときに施政の方針をどう述べたのか。その施政の方針とあわせて、決算の状況を見て、「町民の安全・安心、暮らしを支えるのが私の使命だ」と、こういうことを述べておられる。結果的に、それがどういう形で具現化されたのかというのが一つは検証していく内容だというふうに思うわけです。そうした点で、施政方針と決算の関係について、町長から答弁をいただきたい。

○議長（池田久男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 23年度の予算につきましては、私の組んだ予算ということになるわけでありますけれども、安全・安心な暮らしをということで予算を組ませていただきました。特に、防災面につきましては、防災行政無線のデジタル化だとか、災害に強いまちづくりということでの自主防災組織への可搬ポンプだとか防災体制を強化したと。それから、坂崎学区においては、グリーンベルトを整備したり、登下校の時の子供たちの安全性を向上させた。安心につきましては、ささやかでありますけれども、福祉の関連で、在宅介護手当の増額等々、ほかにもいろいろあろうかと思ひますけれども、今、思い当たるところは、そのようなところをやってきたというふうに思っております。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） やられてきたことの内容の説明はいただきました。

ただ、そうしたときに、あなた自身がこの中で、住民の安全、暮らし、それを守っていくのが私の使命だよという形の中で強行してきた内容は何なのか。就任早々、住民間の負担の公平だと。どういう意味合いかといったら、近隣市町よりも幸田町は極めて負担の軽い町だという形で、公共料金を3,700万円値上げしたと。それは監査の意見書の中にも触れてある。そういう触れ方はしていないけれども。歳入では、使用料の改定により増加があったと。現状、追認をされている内容があるわけですが、そういう形の中で、いわゆる住民が一番何よりも安心して暮らせるには、それは防災も大事ですよ。しかし、そもそものこの動機というのが何なのかということは3月議会で答弁された。近隣市町からのねたみの圧力で公共料金の値上げをしましたよと。こう言えば、では、一

つの自治体の長が住民の暮らしを守るかどうかという視点や感覚は、近隣市町から、「あなたのところはよく頑張っているな。さらに頑張ってくれ」と言えば頑張るし、「あなたのところは金持ちだな、いいな」と言われれば、「そんなことはない。住民負担を強めていくわ」と。そんな信念のないような形でおやりになったというのが23年度の決算の中から出てくるわけです。

そういう点から含めていってどうなのかということも尺度として見たときに、今、あなたが答弁された内容は、「お説のとおりですね」ということには受けとめがたいわけですが、再度答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 近隣のおどしに遭ってやっているというようなことをおっしゃったわけでありましてけれども、そのようなつもりは一切ございません。私も私どもなりの町の内容をよく精査しながら考えさせていただいて、しょっちゅう3,700万円、3,700万円とおっしゃるわけですがけれども、実態は、私も今、幸田町のレベルが近隣とどのぐらいなものかという資料はつくってもらいました。そうしますと、岡崎だとか何かに比べますと、一つ……。言わないほうがいいですね、やめておきます。また、ああだこうだという話になろうと思っておりますけれども、誠意をもって対応しているということでございますので、御理解いただきたい。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） だれでも自分のなしてきたことを他からいろいろ批判的な感覚で物を言われれば素直に受けとめられない面というのは、それは多々ありますし、ただ、そうしたときに、では何を基準にするのかと。他市町で進んでいる状況はどんどん、どんどん使っていけばいい。しかし、他市町から比べて幸田町が進んでいるものなら、それは胸を張って頑張っていけばいいわけです。もしそういうことをしなければ、おしなべて、すべて近隣市町の行政をコピーすればいい。金太郎の町にすればいい。しかし、そういうことは、町の人口や規模やら財政の状況からいって、そんなものはコピーや金太郎あめの自治体などはできるわけではない。そうした時にこそ自治体の自治というのがあるわけなので、やはりその自治というものの原点は、地方自治法の1条の2にあるように、地方自治体の責務は、住民の安全、福祉を増進することにあるのだよと。この原点は貫いていかなければならないだろうなというふうに思うわけです。

そうした中で、多くの住民が言うのは、「口を開けば金がない、金がないということしか言わない」と。「実際何をやってきたのだ」と言われると、私も、「何をやってきましたかね、終えてくださいよ」と、こういうことになってくる。金がない、金がないと言われる。しかし、リーマンショックで93億円あったのが73億円というところまで落ち込んで、今、76億円ぐらいにいつているわけですが、だから、それが回復したとかどうかということではなくて、そうした中で、では、健全な財政という指標の中でよく使われているのが借金だと。借金の返済という点でいけば、健全財政でいうところの適正な起債の残高というものはどこに置かれるのか。置いたときに何を基準にして物を言われるのか、これは説明・答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 公債費の関係でございますが、平成23年度の公債費は11億9,926万4,000円、約12億円ということでございます。歳出全体に占める割合というのが8.4%ということで、町税の76億円に対する公債費の支出割合では15.7%と非常に高い率を示しているわけでございます。財政運営というものを考えた場合に、やはり硬直化ということがよく言われるわけでございますが、こういった面を防ぐためにも、やはり起債の抑制というものが必要になってくるのではないかなということも思うわけでございます。

また、一方では実質公債費比率、こういったものにつきましても、少しデータは古いですが、平成22年度の関係で見ますと、幸田町は県下でワースト4位というような状況もございます。こういった面を踏まえましても、適正な起債残高といたしましては、やはり特別会計を含めまして税込総額程度というのが理想的かなというふうな認識は持っているわけでございます。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） ですから、私が申し上げましたのは、適正な起債残高の水準はどこに求めるのかと。今、あなたが言われた、町税が大体76億円と。76億円に対して県下でワースト4位だと。それは、いわゆる町税あるいは一般財源、さらに自主財源、みんないろいろ使い方があるわけです。使い方があっても、使うことによって金額がたつたつと変わってきたときに何をもとにするかというふうにするどこに求めるのですか。町税なのか、一般財源なのか、あるいは自主財源なのか、求め方によって変わってくるわけ、分母にどこにするかによって。だから、あなた方の言うような形の中で健全財政だよと言われるときに何を分母にされるのか。答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） その時々々の事業、今、議員おっしゃられますように、その要素というのはいろいろなものがあるかと思えます。場合によっては大型の事業に取り組みなければならぬ。そういったことを考えれば、支出全体の枠の中の割合とか、いろいろなことを考える必要があるかと思えます。

私は、先ほど申し上げましたように、やはり、そういった中では税込、こういったものが非常に重要な重きを置くべきところではなかろうかなということも思っております。そういった意味で76億円程度というような数字が出てくるのではないかなということでございますけれども、その程度の起債残高というものが一つは考えられるというふうな認識をいたしております。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 私は、使い方によってはどうにでも使えらる。町税でいけばそうだと。一般財源でやれば、それは分母は膨らむ。自主財源でいけばさらに膨らむという形の中で使い分けがされてくる中で、私が言うのは、あなた方はそういうことを言いながら、財政が厳しいということだけ強調して、住民の側にすれば、「口を開けば、えらい、えらい、えらい、えらいという話ばかりだ」と。リーマンショック以降、世界経済が大変な状況になって税金もどんどん落ち込んでくる。これは幸田町だけではない。そういう中で、そんな話しかしないと。「財政が厳しいから何もできませんなら町長などは要

らないではないか。一般の職員だってみんなわかっているのだから、そういうことでいいではないか」ということになってきている。

そうしたときに、では、住民にあらぬ夢を語っていても、これはしようがない。そうしたことも含めていくなれば、事改めて、財政が厳しい、厳しい、だから公共料金の値上げだ、近隣市町からねたみの発言があったから、それでやっていけるかなどということをやっていたら、住民のほうが自治体に、今でも何の期待もしないけれども、税金を払っているからには物を言っていかなければしようがないなど、こういうような状況が作り出されているという点は、これからの財政運営も含めてやっていかなければいけないだろうと。

そういう中の典型的なものが新駅ですよ。新駅の設置、あるいは自由通路。こういう中で総額37億円。こういうことでつい最近、議会で精算をする議決がされました。この新駅強行突破という形の中で、実際に何を残したのか、新駅を残しただけ。そのために住民の暮らしやら、町の財政やら行政水準というのはどういうふうになりましたか。答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 御案内のとおり、リーマンショック以降、町の財政というものは、自動車関連企業初め、業績不振によりまして、本町のみに限らず、税収の落ち込みという影響を受けたわけでございます。これに伴いまして、歳出削減など、いろいろと厳しい財政運営を強いられているというようなところでございます。相見駅の関連事業につきましては、都市施設整備基金の積み立てをいたしまして、地方債の活用などによりまして事業費の平準化を図ってきたというようなことでございます。

これによりまして、他の事業への影響、住民の皆さん方への影響があるかないかと言われますが、全くないとは申し上げません。世界的な経済の混乱の中で税収不足が深刻化しているわけでございまして、町といたしましても、事業効果ですとか国・県の事業の見直し、こういったような影響というものもあるわけでございまして、町事業全般をやはり見直しまして取り組んできたというところでございます。今後につきましても、やはりコンパクトなまちづくり、こういったものに心がけて、町の将来に大きな負担が残らないような、そういった財政運営が必要かというふうに考えております。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 要は、行政水準を引き下げて住民負担を強めたということ自身は明らかでしょう。これは3日にも触れましたけれども、結局、子供の関係、保護者の関係をどんどん、どんどん切り縮めてきたわけです。切り縮めておきながら、自分の得物だけは、風揚げがすぐ復活する、中学校の海外研修も復活させる、しかし、子供たちの修学旅行の報償費については知らん顔をしているという点を見ずにして、行政水準とサービスが切り下げられたよ、その結果が新駅の内容だということについては、あなたはお認めになりますか、どうですか。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 考え方にはいろいろな考え方があろうかと思えます。どこに影響が行ったかどうかというのは、それぞれの見方にもよるかと思えます。私どもとして

は、やはり長年の期待をされていた事業が成果として今回実を結んだということでございます。その一方では、いろいろな経済状況の変化、こういったことの中で各種事業の見直し、一部辛抱いただくというようなところもあったわけでございますけれども、そういった中で全体の調整をさせていただきながら、また、新たな取り組みもしていくというふうなことでございますので、よろしく御理解をいただきたいと思っております。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 影響がどこに行ったか私どもはわかりませんがと。考え方の基礎がどこにあるのか。先ほど申し上げたとおり、地方自治法は、あなた方の自治体の責務、使命なのだ。そういうことを抜きにしておいて、茶の木畑に引っ張り込むような、影響がどこに出たかどうかはともかくとしましてと。そうではないでしょう。自治法からいけば、住民の福祉向上に、これ努めなければならぬですよ。これがあなた方の使命であるよ、職務だよということを定めたときに、「それはわかりませんが、立派な駅が残った」と、結果オーライと。そういう論法でやっていたら何でもできるわけです。結果オーライの話ではない。要は、どういうプロセスを踏んでやってきたのかという点からいくと、この新駅37億円、この決算年度は20億円という点を含めて、では、行政がどういうふうに変わってきたのか、あなた方が自己分析をとらなかったら、行政はどんどん、どんどん間違った方向に。間違った方向とは、住民の負担を強めていく。そして、行政の水準を切り下げていく。そういう方向に突っ走っていきませんか。

そういうことを申し上げて、次に、監査委員に答弁を求めてまいります。

監査委員のこの監査報告を見させていただいて、最後のページの18ページ以降、第6のむすびというのがございます。そのむすびの内容も含めていきますと、後段の関係です。後段の関係で、結果的には上出来論ですという形で推移しているなというふうに思うわけです。そうしたときに、監査というのが行政をどう評価をするのかということも職務の一つ。そろばん勘定でそろばんで帳じり合っているからいいかどうかというのは監査の主要な仕事ではあるけれども、しかし、監査がその機能を発揮するのはどういうことなのか、監査を通して見えてきた行政の水準がどうなのかということが私は一番の主眼だというふうに思うわけです。

そういう点からいくと、このむすびの前までは、基本的には、成果の説明書の補完的な内容だと。これはたまたま碧南の事例を幸田町が参考にして、「こういうものもいいよ」と言われてから、こういうふうに変わってきたと。私はそのこと自身を言っているのではない。それが監査の主要な仕事ではないですよ。行政の成果の説明書の補完的な内容が監査委員の意見書の中の大半を占めているということではなく、基本的には第6のむすびの中で、この監査を通して、何を見、何を考え、そして、どういう提言をしてきたかというのが問われてくるのが私は監査委員の意見書だというふうに思うわけです。そうした点で監査委員の所見を述べていただきたい。

○議長（池田久男君） 監査委員。

○監査委員（羽根渕保博君） 決算審査意見書でございますけれども、これは、監査委員が決算審査において取りまとめました監査報告書としての意見書、また、地方自治法に定めます決算に係る主要な施策の成果の説明書とは補完関係にあるものではございません。

あくまで監査委員として意見書をここにまとめさせていただいたものでございます。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 確かにあなたの言われるのはそうだ。補完するものではないよと。

補完するものではないよと言いながら、結果的には補完的な内容だよということだけは指摘をしておきます。結果的にはね。では、監査の中でどういうふうに見てきたのかというのが見えてこないわけではないですか。ですから、私はこの内容の数値、いろいろな表を使い、数値化してある。大変御苦労さまでございましたという思いはいたしております。しかし、監査として、この中で指摘されていることがないのではないですか。こういう推移であった、こうなっている、減少したよ、増加したよということであって、それでいいのか。監査としてそれでいいのかという問題の立て方の質問であります。

それと、もう一つは、この年度の中で全部で3回ほど定期監査を実施されております。その定期監査の中で指摘した内容が、その後の段階でフォローをされているのか、正されたのか。この点について答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 監査委員。

○監査委員（羽根渕保博君） 定期監査及び例月出納検査などで指摘した事項については、決算審査に当たり、各所管課から、監査指摘要望事項と、それに対する処理状況、方針、この調書を作成・提出していただき、各課ないし所管課長等に改善要求の聞き取り及び指導を行っております。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） おやりになったというのは結構です。ですから、例えば、ことしの1月27日に定期監査をした。その中で、当初予算で購入予定であった物品の予算を使い切った。再度繰り返して予算流用をしている。これは予算管理などはやっていないではないかという指摘をあなたはされているわけです。それはそうだ。それから、ことしの2月24日に都市計画課における事業の二つの関係についてチェックがされている。同一人がやっているのは職務上問題が出てこないかと、こういう指摘であります。そうした点でどういうふうにお考えなのかということと、もう一つは、この意見書の中の末尾のほうで、19ページですが、「収入未済債権についての的確な管理を行い、適正な処理を図るべき、きめ細かな取り組みが肝要である」というふうにしておしりをたたいておられる。そのことは何を意味していくのか。時間がありませんので、詳しくは特別委員会のほうに持っていきます。

○議長（池田久男君） 監査委員。

○監査委員（羽根渕保博君） これにつきましては、長年の懸案事項でございまして、決算審査においても、税務課を初めとした関係各課に実情の聞き取りを行ったところでありますが、現年分の新たな未納をふやさないための努力、差し押さえ等の法的措置、安易な時効の成立による欠損処理をしない等の努力、滞納者一人一人の状況を適切に管理・把握していただいて、厳正に処理をお願いしたいということでございます。

○議長（池田久男君） 以上で、14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

ここで、途中ではありますが、10分間、休憩といたします。

休憩 午後 1 時50分

---

再開 午後 2 時00分

○議長（池田久男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、15番、大嶽 弘君の質疑を許します。

15番、大嶽 弘君。

○15番（大嶽 弘君） 行政処分に対する不服申し立ての状況と今後の対応ということを最初、お尋ねします。

過去2年の異議申し立て・審査請求件数と処理状況。

それから、二つ目が職員の不作為・不注意を要因とする認容事例。少しわかりにくいかわかりませんが、これは職員がもう少し気をつけていれば、こういう事件は起きなかったであろうというような内容であります。

3番目の不服申し立て事件に対して、今後どういうふうな対応をしていくのかということではありますが、午前中の都築議員の質問、裁判事件ですが、それは、「複雑な制度については説明をしたり指導をしていく。そして、職員の能力アップを図って、きちんとした体制づくりをする」というような回答がありましたが、その辺も含めて、この不服申し立てに関する今後のあり方、変えていくのか、今のままか、そのあたりの説明をいただきたいと思います。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 過去2年間におきます異議申し立て、審査件数、こういったような関係でございますが、情報公開、また、個人情報両方ございますが、平成22年度につきましては25件の異議申し立てがございました。平成23年度につきましては、1件ということでございます。

これらの処理件数でございますが、却下したものが3件、棄却したものが21件、認容したものはございませんでしたが、その他が2件ということで、合計26件ということでございます。

それから、職員の不作為についての、この認容事例はということでございますが、不作為の異議申し立てにつきましては1件ということでございます。これについては、一人は資格がないということで棄却をいたしましたわけでございますが、その後、内容的に見ますと認められるというような状況がございまして、改めて認容するという旨の通知を送付させていただいたという特異な例でございます。その他、25件につきましての異議申し立てについて、認容したというものはありませんでした。

不服申し立てに対する今後の体制ということでございますが、基本的には現在の個人情報保護審査会、また、それから、情報公開の関係も同じでございますけれども、そちらのほうの審査会に諮問をしていくと。また、そして固定資産の課税台帳の関係につきましては、不服がある場合につきましては、固定資産評価審査委員会のほうに申し出をいただくということになるわけでございますが、これも先ほど申し上げましたように、やはり、まず基本は職員がその実務に対する理解、また知識というしっかりしたものを持って、相手方の意というものを十分酌み取って対応していかなければいけないという

ことが、これがまず前提でございます。そういったものが理解不足であるということによってお互いに誤解を招く、また、不作為の一端にもなりかねないということでございますので、そういった部分での職員の能力アップというものを図っていかなければならない。まず、そういったことを基本に今後とも対応していきたいというふうに考えているところでございます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（池田久男君） 15番、大嶽君。

○15番（大嶽 弘君） 認容事例はないということでありまして、認容事例がなくて、それがたまたま裁判になって、一つが結果的にそういう数字に出てきたということでありまして。その辺の経過について、どういうふうに見ていくかということで、能力アップの問題もあります。能力アップといってもどういうふうにして能力アップするかということでもあります。本をたくさん買うのか、それとも中央官庁、県庁の指導課とどういうふうにパイプをつくるのか、ルートをつくるのか、それとも近隣市町の審査関係のずば抜けた人と意見交換会や勉強会を開いていくのかとか、いろいろな方法があるのかなとは思いますが、そのようなことを検討されて24年度に向けていったらいいのかなということで提案をいたしました。

それから、2番目の租税収納率の向上でございますが、（1）として、国民健康保険税を含む町税全体で収納率は前期より上昇しているということで、これは、収納率を上昇させるということは相当なエネルギーと努力と工夫がないと上がってこない今の状況であります。そういう面で、職員や課長が一丸となって相当頑張ってきた成果かなということで、この数字をそのまま素直に受け取れば高評価にしたいと思いますが、問題は滞納繰越分。町民税、国保もそうですが、これの対策をどうするか、絶対額が少なくても、それは現年度にもまた連動してくるわけでございますが、そういうものに対して、今後、どういうふうな形で取り組んでいくのかということが一つ。

それから、時々話に出てまいります。収納率向上になるかどうかということとはストレートに言えるかどうかわかりませんが、コンビニ納税の導入見通し、メリット、デメリット、そのようなものを検討されたものがございましたら説明をしていただきたいということであります。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 職員の能力アップということでございますが、例えば情報公開制度、また個人情報の制度、こういったものが、やはり残念でありますけれども、職員間におきまして、その理解度という部分が若干温度差があるようなことも思うわけでございます。そういった意味で、先般も内部的に企画政策課が音頭を取りまして、各課の担当、全部が全部というわけにはいきませんものですから、各課から一人ずつ出させていただいて、情報公開、また、個人情報のマニュアル化的に対応の仕方、こういったこともみんなで情報を共有しながら、その対応というものはどうあるべきかということを検証させていただいたということがございます。

今後とも、そういったような研修も重ねながら、どうしても所管課のほうと、その請求を受けるところの思いも若干違ってくる部分もございまして、そういった温度差が

ないように、お互いが情報を共有しながら、同じ理解度の中で対応できるような形を考えていかなければならないというふうに思っているところでございます。

それから、税の収納率の向上ということでございますが、収納率の上昇の要因ということにつきましては、やはり景気、不況の底打ち、また収納には、議員からお話ございましたが、収納グループの体制の整備、私どもの収納グループの日夜問わない中での納税者との面談、こういったようなことを足しげくさせていただいて、お互いに理解をしながら、少しでも納税意欲を損なわないように納税していただくということが実を結んでいるのではなかろうかというふうに思っているところでございまして、収納率が飛躍的にぼんと上がることはなかなか難しいわけでございますが、特に、御指摘のありましたように、滞納繰越分につきましては、非常に難しい部分があるかと思えます。今後やはり粘り強い納税相談、こういったものをしてしながら、収納率の確保に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

それと、コンビニ納税の関係でございますが、やはりコンビニ納税につきましては、さきの事業仕分けにおいて取り組んだほうが良いというふうな御意見もいただいたところではございますが、それぞれメリット、デメリットというものもございます。メリットとすれば、やはり365日、24時間、コンビニで納付がいただける、そういったようなこともありますし、全国の店舗数も多いものですから、そういった部分での期待はできるわけでございます。

ただ、デメリットといたしましては、1件30万円以上のものにつきましては納付ができないとか、また、手数料のほうも若干高い手数料が必要になってくるといったようなこともございます。今後の状況につきましては、やはり、納税者の利便といったようなことも考え合わせて、コンビニが全国各地に普及をしていたしているわけでございますので、納税の窓口というものは広くとることも必要ではなかろうかというようなことも思っているところでございまして、そういった中で、滞納の少しでも減少につながっていけばということも思うところでございます。今後のホストコンピュータを入れかえる時期におきまして、こういったことを具体的に考えてまいりたいというふうに考えております。

○議長（池田久男君） 15番、大嶽君。

○15番（大嶽 弘君） コンビニ納税の扱いについては、コンピュータの入れかえのときにまた考えていくということで理解をいたします。

それから、先ほどにさかのぼって不足であります、不服申し立て事件とか、こういう案件については、みんなが共有してレベルアップよりも、徹底してよくわかる職員が一人いたほうが、これは効果的な面もありますので、一言申し上げたいと思います。

それから、3番目の民生費（扶助費）の展望ということですが、テレビ・新聞などで最近、全国的に生活保護費とか、これのあり方をどうするの、こうするのというようなことがかなり論議されております。幸田町の歳出に占める扶助費の割合というのを見ましたら、概算であります、21年が6.2%、22年が11.3%、23年10.9%ということで、これはこども手当が影響してくるかと思いますが、最初に、本町の扶助費15億円余りがどのような支出内訳であったか、それと傾向。どのような方向で扶助費が動い

ているよということ。それが、この近隣市町と比較して、福祉、生活保護、社会的な弱者とかいろいろな問題があると思いますが、そういうものを見て、周りなり西三河や近隣を見て、幸田町の状況がどのぐらいのレベルなのかということ。ということは、これが果てしなくどんどん上がっていくとどうなるかということ踏まえて、これからどういうふうなことを幸田町としては考えたり、それを国や県への意見提言というようなものを出していられるのか、そういうものがあるのかないのかということについて、お尋ねします。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊藤光幸君） まず、扶助費の支出の内訳でございます。障害者、高齢者に係る扶助費でございます、これが約2億6,300万円でございます。主な内訳は、障害者自立支援法に基づく給付費、これが1億9,900万円、心身障害者扶助費が約3,600万円福祉タクシーの料金助成、これが500万円、また、在宅介護手当が約1,100万円ほどございます。

続きまして、子供に係る扶助費でございます。これにつきましては約9億2,700万円。内訳はこども手当、本年4月からは児童手当に変わったわけでございますが、こども手当が9億1,300万円、遺児家庭の扶助費が1,400万円ほどございます。

また、次に福祉医療費の助成、この扶助費が総額で3億5,600万円ほどございます。内訳につきましては、こども医療が1億9,600万円、障害者医療が7,100万円、精神障害者医療が2,000万円、母子家庭等医療が1,500万円、後期高齢者福祉医療が5,400万円ほどございます。合わせると15億円を超えるわけでございます。

次に、近隣市との推進の比較でございますが、福祉タクシーの助成とか介護手当、この水準につきましては、約倍の水準で給付を行っております。そのほか、心身障害者の扶助費におきましては所得制限を設けていないなど、給付水準におきましては全般的に高いのではないかと考えております。

扶助費の今後のあり方、国、県でどのような議論がされているかということでございますが、厳しい財政状況の中でございますので、やはりある程度は対象者を選択し、持続可能な制度とするということで給付を行っていくことが検討されている状況でございます。既に児童手当では所得制限が導入された状況でございます。また、福祉の医療費の助成制度、これにつきましては、県におきまして所得制限、一部負担の導入が検討されている状況でございます。今後におきましては、財政状況が厳しくなる中では何らかの制限が必要となってくるときが来るのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（池田久男君） 以上で、15番、大嶽 弘君の質疑は終わりました。

次に、8番、酒向弘康君の質疑を許します。

8番、酒向弘康君。

○8番（酒向弘康君） 成果の説明書112ページからであります。保健体育施設費について、質問してまいります。

ここにも書いてありますように、「この経費は、町民の体育振興、心身の健全な発達を云々」ということではあります、まず1点目であります。表にあります昨年度社会体

育施設の利用状況の中で、坂崎遊水地というところがありますが、この利用が載っております。回数で4回、100人とありますが、さかのぼって調べてみますと、2年前は約100倍になりますね。平成21年度は396回で1,065人、平成22年度は15回、105人。大きく減少してきております。先週、現地を見てまいりましたが、一面青々とした草が生えており、非常にきれいな広々としたところであったというふうに感じましたが、グラウンドとして使用するには管理が非常に大変だというふうに思います。現状の利用状況、あるいは傾向、また、今後のあり方についての考え方をお聞きいたします。

○議長（池田久男君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 坂崎遊水地におきましては、県の所管でございますが、県の建設事務所を通じまして、町の運動施設としてお借りしているところでございます。利用を想定している種目につきましては、グラウンド・ゴルフやサッカーであります。平成23年度もグラウンド・ゴルフで利用したものが中心でありました。今後とも施設管理に努めまして、利用者の誘導を図っていききたいと、このように考えております。

○議長（池田久男君） 8番、酒向君。

○8番（酒向弘康君） では、草がひざぐらいまでありますので球技等をやるには非常にやりにくいかと思いますが、どのような管理をされているのかということと、だれがどういうふうにやられているかということをお聞きしたいと思っております。

それから、次に、社会体育施設の全体、昨年度の利用者数というものが出ておりますが、7万7,352人ということでありまして、ちょうど町民が年2回利用した数のようにも計算上なるわけですが、前年度利用状況の全体比較、それと地域や協会などのコミュニティ関係、それと個人的な利用ですが、この割合の内訳はどのようになっておりますでしょうか。また、町民会館の108ページのところには、町内者利用は46%というふうにしっかりと明記してあるのですが、社会体育施設の町内外別の利用者数の状況について、お伺いをいたします。

○議長（池田久男君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 坂崎遊水地の管理でございますが、坂崎遊水地はおおむね28ヘクタールということでありまして、草刈りの実績といたしましては、昨年度は7月、8月、そして2月の計3回、草刈りをシルバーの委託で行ったところでございます。また、ほかにも地元のほうが使われるときには、地元も率先して、その遊水地の草刈り等に協力していただいていると、このようなこともお聞きしております。

そして、次の社会体育施設の関係でございますが、前年度はトータル7万7,150人ということでありまして、ほぼ例年並みの御利用をいただいたところでございます。

また、利用割合でございますが、各施設を平均いたしまして、申請件数ベースでおおむねでございますが、コミュニティが3、個人が7の比率であると考えております。

次に、町内、町外の利用の関係でございますが、各施設を、これも平均いたしまして申請件数ベースでございます。おおむね町内が7、町外が3の比率であると思われまして、よって、人数でありますと5万4,000人が町内、2万3,000人が町外というような比率になるかと思われまして。

○議長（池田久男君） 8番、酒向君。

○8番（酒向弘康君） 町内7、町外3という割合だということでありまして。公共施設というのは、住民同士、また隣接する市町の住民もお互いに仲よく利用して交流することも大切なことだというふうに認識をしております。先週、町のホームページに、この利用方法を10月1日から変更しますという旨の内容が掲載されました。現状の予約の仕組みとその予約方法に問題などがあつたのかどうか、お聞きをいたします。

○議長（池田久男君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 現状でございますが、利用日の1カ月前から電話、または生涯学習課窓口で利用予約を受けているところでございます。受付順につきまして窓口を優先させていただきまして、窓口に並んだ順に利用予約を受けているところでございます。そして、利用時間数であります、利用時間数は希望する時間数を予約することができるわけございまして、特に制限は設けていなかったということでございます。そして、行政、福祉、体育協会、こういった団体が行う場合には先行予約、これを受け付けていたところでございます。

問題点でございますが、窓口で並んだ順に希望する時間数を予約することができる、要するに、ともすればほかに並んでいる方が予約できなくなってしまったというような事例があつたということが問題点であつたと思っております。

○議長（池田久男君） 8番、酒向君。

○8番（酒向弘康君） 問題があつたということでありまして、実は私のところに2件ほどの、ほぼ同じ内容の相談というか、声がありました。一つは、気の合う仲間とチームをつくってソフトボールを楽しむ町民の方から、もう一つは、違うソフトボールの同好会なのですが、同じような個人的なチームの声でありました。現状のグラウンド予約の仕組みだとなかなか予約ができないというものであります。これは相談者からの実際の声で、すべての場合ではないというふうに思いますが、その内容は、ほぼ原文です。「地域のコミュニティや子ども会、町の連盟の方が優先的に使うことは問題ないし、理解はしています。しかし、予約は1カ月前からなので、その予約日に当たる日の早朝5時ぐらいから町外のチームの人がメンバー数人で並んで、おのおの違う名前で予約をすると、全時間を予約独占のような形になって予約ができるということでありまして。このことで幸田のグラウンドは朝早く並べば予約が確実というようなことが口コミで広がって、刈谷市、碧南市から弁当を持って1日ばかりで全面使用し、しかも片面はほとんど使われていないのに指を加えて見ているだけで、非常に寂しい思いをしている。町民のための施設ではないのでしょうか。町内外で、案として予約時間をずらしたり、抽選にしたり、あるいは利用料金に差をつけたりなどの方法はあるとは思いますが、それぞれ問題点もあると思います。公平な利用のため、ぜひ改善をしてほしい」という紳士的な提言でありました。町内外を問わず、利用希望者が公平だと感じられる仕組みという観点から、ホームページに載せられた予約システムの改善の考え方と、そのポイントを簡単にお聞かせください。

○議長（池田久男君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 教育委員会といたしましても、そういった住民の方からの声を聞いておりました。そして、今回改善いたしました、まず1点目でございますが、

窓口に並んだ方を優先するということから、窓口の受付時間を8時40分からと明確にいたしました。

2点目でございますが、利用予約のため、窓口で並んだ方の間で利用調整ができるように、1人1回に予約ができる利用区分数を4区分、運動場ですと3時間単位で、テニスコートですと2時間が1区分ということになります。そういう制限をいたしました。これは、一部の利用者で運動場などを全日専用利用することではなく、より多くの方に御利用をいただきたいというものでございます。

3点目でございます。施設利用に当たりましては、注意事項等を利用許可申請時に周知を図りまして適正な利用を促進してまいります。例えば、運動場の全面禁煙と。また、ごみの持ち帰りだとか、悪天候時の連絡、こういったものでございます。こういったところを今回、実施していこうと考えております。これからも町民を中心として、よりよい、また、公平な利用ということで、予約や利用方法についても検討していきたいと、このように考えております。

○議長（池田久男君） 8番、酒向君。

○8番（酒向弘康君） 大きく仕組みの改善を考えられたということで、公平という考え方で進められてきたというふうに評価をいたします。今後もいろいろな問題点も出てくるかと思えます。パーフェクトな仕組みというのはなかなか確立できるものではないと思いますが、その都度、改善を重ねられて、仲よく利用ができることを期待をしております。

以上です。

○議長（池田久男君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 御指摘いただきました点につきましても、今後とも事務改善に努めまして、社会体育の振興に努めてまいりたいと、このように考えております。

○議長（池田久男君） 以上で、8番、酒向弘康君の質疑は終わりました。

次に、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

○13番（丸山千代子君） 決算額が出ましたけれども、この中で、一般会計の決算額は148億8,000万円ということでありましたが、この当初予算は154億2,000円でありました。この当初予算に対しての決算額は96.5%でございます。こうしたことから、予算の立て方や財政把握、これについてはどうだったのかというふうに思いますが、その点についてお尋ねするものであります。果たして、この当初予算に対して決算額はどうだったかということでございますので、その点についてお答えいただきたい。

平成23年度予算につきましては、住民負担という名のもとに3,700万円の負担増がかけられた年でございます。そういう中で、住民負担をかけながら、不用額、これは財政が厳しいという中で、予算要求をするときにはばさばさと切られながら立てた予算でありながら、不用額は6億3,400万円にも上りまして、そして、6億6,000万円余の繰越金であります。こうした財政運営についてはいかがかということでありまして、やはり単年度で考えますと、立てた予算はきちんとその消化をしていく、こういう観点に立つべきではなかろうかというふうに思いますが、その点についてはいかがかということでありまして。

基金についてでありますけれども、残高は出していただきました。非常に景気が低迷し町税収が回復してこない中で、若干景気の回復が見られたということで、22年度に比較をして2億円余の増収が見込まれ、それが財政調整基金からの繰り入れをやめて、そして、さらに財政調整基金に積んでいく、こういうような繰り返しでございます。やはり住民要求にこたえていくためにもしっかりとした財政把握をしながらやるべきではなかろうかというふうに思っております。

それから、児童クラブの施設数と面積、利用者、学校図書の充足率は資料を提出していただきましたので、また、次のときに回したいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） まず、当初予算との乖離の関係でございますが、5億4,000万円につきましては、制度改正によりまして、こども手当の負担金、これが2億2,000万円のマイナスということでございます。また、相見駅と自由通路の工事費負担金の減によりまして、都市施設整備基金の繰入金2億9,000万円、こちらについても減、また、新駅の周辺開発整備事業の起債につきましても6,000万円の減など、こういったものによるものでございまして、それらを除きますと、ほぼ100%というふうな状況でございまして、私どもとしては、ある程度の適正な見込みができたのではないかなという思いをいたしているところでございます。

また、繰越金の関係でございますけれども、人件費が5,000万円、また、特別会計への繰出金7,000万円、相見駅の関係の工事負担金と、また、自由通路の設置に伴います工事委託料、この6,900万円を初めといたしまして、細かな約200近い事業というものがあられるわけございまして、極力執行残を残す、こういったやり繰りの中で6億6,000万円余の繰越金に至ったということでございます。

また、景気の先行きが非常に不透明な状況でございまして、法人町民税の予測というは非常に難しい状況でございます。そうした中で、当初予算4億6,000万円を上回ったことや、また、それから前年度の繰越金が6億4,000万円の増となったことなど、当初の財源不足14億4,000万円の繰り入れを予定いたしましたわけでございますけれども、財政調整基金のほうの繰り入れを2億9,000万円に抑えた。こういったことの中で経済不況を何とか乗り切るといったことで財源を少しでも確保できたというふうにも考えているところでございます。

いろいろな状況というものはございますが、今後とも予算の使い道、こういったものについては、慎重に判断をして、切り詰めながら進めてまいりたいということでございますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 特に大きいのがやはり新駅関連だというふうに思うわけでありませう。初日のときにも新駅や自由通路の精算が示されましたけれども、これは、JRに対して会計検査院が透明性を求めて、そして、そういうものが町に対してきちんと伝えられていたならば、こうした予算に関しての把握、あるいは予算を組む段階での取り組みがもっと反映されたのではなかろうかと。そうした中で、そのような財政把握ができる

ならば、これは住民へのしわ寄せという形であらわれなかったではなかろうかということも考えられるわけでありまして、当初考えられていた財源不足、こういうことももっと事前に把握ができたのではなかろうかというふうに思うわけでありまして。その点については、結果論ではございますけれども、しかしながら、やはり大型事業に取り組む中で、住民への大きなしわ寄せがかけられた決算ではなかろうかなというふうに思うわけがあります。その点については、住民負担増という観点からいけば、執行残、いわゆる繰越金で次年度へという形の中ではいかがだったのかと思うわけでありましてけれども、その点についてはどう把握し、また、次の新年度予算をつくっていく上ではいかがかということでございますが、どうでしょうか。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 新駅の関係につきましては、先般の本議会の冒頭に当たりまして御議決をいただいたわけでございますが、この予算の組み立ての仕方につきましてはいろいろと御意見のあるところでございまして、当初の予算の組み立て、こういった中で、社会情勢の不安定の中で予算の見積もりというものも非常に難しい状況があったということが一つの大きな要因であったというふうに思うところでもございます。それを毎年、そういった精算することの中で金額的にはかなりの抑制ができたというような結果に至ったということでございます。いずれにいたしましても、先ほど伊藤議員からもいろいろと御指摘をいただいたわけでございますが、今後の財政としてのやり繰り、こういったことにつきましては、このまま、例えば、町の財政を維持しながらやっているとすると、この税収も非常に厳しい中でございます、来年度、再来年度、予算としては非常に厳しい予算編成が強られるというような状況でもございます。そういったことを見合せながら、貴重な財源というものをやり繰りをしながら、来年度、再来年度につなげていきたいということでございますので、よろしく御理解をいただきたいと思っております。

○議長（池田久男君） 以上で、13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、6番、都築一三君の質疑を許します。

6番、都築一三君。

○6番（都築一三君） 私は、農業推進費のうち、道の駅「筆柿の里」委託料についてお尋ねをいたします。

オープン当初、お客さんがくるかどうかという心配がされてオープンした道の駅、これの売上高、平成21年度は3億5,000万円以上、22年度は3億8,000万円以上、23年度は4億円という莫大な、当初予定よりも非常に努力をされ、驚くほどの売上をしております。また、当期純利益も平成21年度は1,000万円以上、平成22年度も1,000万円弱、本年度、23年度は900万円を超える利益を上げられております。大幅な利益を上げている、この道の駅に対する委託料500万2,000円が支払われていると思っておりますが、この委託料について、どのような条件で当初契約をしていたのか、お聞かせいただきたいと思っております。今申し上げましたように、初年度から黒字決算が続いているのに、財政が厳しい折、見直しや話し合いがないのはなぜでしょうか。住民は理解できない決算であると思っておりますが、いかがか、お答えをお願いいたします。委託料はいつまでも続けられるのか、お尋

ねをいたします。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） まず、道の駅が存続する限り、必要な管理をするがための手だてでございまして、実施をする予定でございまして。

なお、この委託の内容でございすけれども、去年は約500万2,000円という経費をかけてございます。ただし、この500万2,000円、これにつきましての内容は、言ってみれば、道の駅の運営主体でございす指定管理者、そちらへの正規な運営等の委託費ではございません。まず、3点に分かれますけれども、地域の振興施設の管理ということでございまして、道の駅には浄化槽あるいは貯水槽、そして、消防設備等がございす。そちらの法令等に定められました保守点検、これは148万4,000円ほどかかりました。それから、もう一つ、施設の中には道路情報提供施設、国土交通省の部分でございすけれども、この国土交通省と町の覚書によりまして、この施設、そして駐車場、あるいはトイレの管理というものが町のほうで管理しなさいという覚えになってございまして、そちらの西尾の清掃、あるいは管理というものをを行うというものが315万円支出してございす。それから、その他の部分の委託といたしましては、一時的なものでございすますが、浄化槽の抜き取り等に要するものとして36万7,000円実施してございす。占めて500万2,000円でございす。

これらは、先ほど申し上げましたとおり、指定管理そのものへの運営の委託費ではございせん。現場にございす施設の運営、あるいは国土交通省との覚書に基づきます施設管理ということで町が支出しているものでございす。ということで、施設がある限り継続をしていきたいということでございす。

○議長（池田久男君） 6番、都築君。

○6番（都築一三君） 我々住民は、こういった今の説明の内容を住民みんな、しかと認識しているわけではありません。これは何らかの必要経費であると。町のほうをお願いしている立場だから、この管理は町で払うのが当然だというふうに聞こえてまいります。この辺の財政の厳しい折、今後、話し合いをして、行政改革を進めていくのが私は筋ではないかと思っております。一部勉強不足でございすことはおわびいたしますが、今後の行政改革におきまして、いろいろな指定管理のところがございすので、見直しが行われてくる時代がやってくると認識しております。

以上で終わります。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） この指定管理、5年間につきましては、平成26年3月末をもって第1期は終わります。ということは、当然、26年度から第2期の、言ってみれば、指定管理の再選等を行っていくということになります。先ほど議員もおっしゃられましたように、ありがたいことに、目下、毎年少しずつ総額、あるいは利益的なものも伸びております。それから、さきに事業仕分けの中でも意見をいただきました。このような上がりが見られているという部分では、今後の再度の指定管理の再選等に向けまして、かんがみることができるものはその中で反映をさせていただき、負担を少なくできるものであれば町としても取り組みを図っていきたくと、かように思っております。よろ

しくお願いいたします。

○議長（池田久男君） 以上で、6番、都築一三君の質疑は終わりました。

以上で、認定議案第1号の質疑を打ち切ります。

次に、認定議案第2号の質疑を行います。

5番、中根久治君の質疑を許します。

5番、中根久治君。

○5番（中根久治君） 成果の説明書126ページ、土地取得特別会計の保有地の中の市場児童公園用地についてでございます。

このことは、もう既に防災特別委員会などでもお聞きをしておりますが、防災特別委員会の中では、幸田町地域防災計画には、これは、もう市場児童公園というふうな名前になって存在していると。でも、こちらを見ると、児童公園用地となっているということで、実際はどうなっているかということ、公園そのものは存在しませんので、用地であることは間違いないと思っておりますが、いつまでもこの状態で、用地なのか、実際に公園なのかという部分が使い分けられていると、地元としては、ここは避難所になっておりますから、どういうふうに説明していいのかという部分がございますから、その部分についてきちんとしておいてほしいなということと、それから、今後、この土地の利用計画についてお伺いします。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） この用地でございますが、今、御指摘のように、防災計画に記載をされております公園用地でございます。この記載の関係につきましては、当初の取得の際の取得目的、こういったものに基づきまして、この調書のほうは記載をさせていただいているということでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（池田久男君） 参事。

○参事（長谷寿美夫君） 今後の利用計画ですけれども、これは、ここの126ページにございますとおり、当初は1,480平方メートル近くある土地を児童公園用地ということで買う目的でしたけれども、その後、61年・62年当時に売却して、前の県道の代替用地ということで、現段階では186平方メートル程度しか残っていないということで、また、近年は少子化だとか、あの位置が児童公園に適する場所なのかという現在の状況を考えますと、児童公園として新たに整備をするということは現段階では考えておりません。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） ですから、今、児童公園ではないわけですね。児童公園ではないところが地域防災計画の中に名前が入っていることがいけないというふうに私は思っているわけですので、そここのところの答弁をもう一度お願いします。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 失礼をいたしました。このことにつきましては、先ほど議員御指摘のように、防災特別委員会のほうで御指摘をいただきました。防災計画の記載からは、こちらの名前につきましては外していきたいというふうに考えております。こういったものを、私どもとしても、避難所としてああいった部分に記載したということについては、非常に我々の手抜きだったというふうに反省をいたしているところでござい

ますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） わかりました。実は私のうちの隣の土地ですから時々聞かれるもの  
ですから、返事に困るもので、いつも言っているわけですので、よろしくお願いをしま  
す。私は避難するときはそこへ避難しますけれども。

今後の利用についても、いい土地ですので、利用計画については煮詰めておいていた  
だきたいというふうに思います。よろしくお願います。

以上です。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 今後の利用計画につきましては、面積的には非常に狭いという  
ことでございまして、なかなかその利用というものは難しいかと思いますが、こういっ  
たものが何らかの形で使えるような形には考えていきたいというふうに思います。よろ  
しくお願いいたします。

○議長（池田久男君） 以上で、5番、中根久治君の質疑は終わりました。

以上で、認定議案第2号を打ち切ります。

ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午後2時50分

---

再開 午後3時00分

○議長（池田久男君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ここで、お諮りをいたします。

本日の日程は、これまでとし、認定議案第3号以降の質疑は、9月12日に繰り延べた  
いと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（池田久男君） 御異議なしと認めます。

よって、認定議案第3号以降の質疑は、9月12日に繰り延べることに決定いたしまし  
た。

以上をもって、本日の日程は終わりました。

本日は、これにて散会といたします。

次回は、明日9月12日水曜日午前9時から会議を開きますので、よろしくお願いいた  
します。

長時間、御苦労さまでした。

散会 午後3時00分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成24年9月11日

議 長 池 田 久 男

議 員 夏 目 一 成

議 員 笹 野 康 男